

[2014年6月21日 大会校企画シンポジウム]

## 日本のソーシャルワーク実践：理論の継承と創造的発展

シンポジスト：児島美都子（日本福祉大学名誉教授）

伊藤葉子（中京大学）

川田誉音（中部学院大学）

山辺朗子（龍谷大学）

大友信勝（中部学院大学）

山田壮志郎（日本福祉大学）

統括討論者：野村豊子（日本福祉大学）

コーディネーター：野口定久（日本福祉大学）

野口：コーディネーターの日本福祉大学の野口です。本大会校企画シンポジウムとして「日本のソーシャルワーク実践：理論の継承と創造的発展」という大きなテーマを掲げました。このテーマを考えましたのは前に並んでおられるシンポジストのメンバーをごらんになっただけでおわかりになるかと思います。特に児島美都子先生、川田誉音先生、大友信勝先生は日本福祉大学に在籍され、多くの教えとともに卒業生を輩出されてこられました。その後、龍谷大学、中部学院大学で教鞭をとられ、今回、関係の大学の先生方にも集まっていただきました。児島先生の報告を受けまして伊藤葉子先生がどのように継承し、発展させていくかということ、川田先生の報告を受け、山辺朗子先生から、大友先生には社会福祉原論の立場からご報告を受け、新進気鋭の山田壮志郎先生に応答していただくというメンバーを揃えました。このためにこの学会を引き受けたようなものでして、今からワクワクしているところでありす。

趣旨については第一に今回のテーマでもありますが、専門職としてのソーシャルワーカーがもつべき力量とは何か。第二にソーシャルワーカーには現代社会がもつ複雑な問題構造を背景に制度を読み解き、暮らしに潜む生活問題の本質をつかみだすための力量が求められているのではないかと。

第三に日本社会は今、失業や非正規労働者の増大、社会保障費の抑制、企業、地域、家族のインフォーマルな機能が縮小することによって社会的なリスクが拡大しています。社会保障制度や企業、地域、家族という中間集団が機能不全や崩壊の危機に瀕しています。その結果、個人や家族が孤立する現象が目立っています。これら社会的リスクを克服していくためには従来型の中央政府の福祉国家に頼るだけではなく、地方自治体のサービスを拡充、ホームレスや障害者の就労支援、生活困窮者自立支援の方法論の開発、さらに施設コンフリクトや認知症の見守り活動など地域のインフォーマル活動の組織化が要請されている。そして日本のソーシャルワーク実践、理論の本質を探っていきたいと思います。日本のソーシャルワーク実践、理論の継承すべき点、さらに創造的に発展させていくという極めて難解な、また今日的な課題を解決するためにベテラン、中堅、若手の先生方にご登壇をお願いいたしました。

日本のソーシャルワーク実践、理論の歴史的な立ち位置については午前中の岡本先生の基調講演で述べられました。そのことを確認しながらこれから発展の方向、方法論の開発について議論を進めていきたいと思っております。

それでは6名のシンポジストの方々に登壇していただきます。この後、全体討論では統括討論者

として日本福祉大学の野村豊子先生にお願いし、皆さんといっしょにこのテーマについて討議を深めてまいりたいと思います。長丁場ですが、先生方の報告について緊張をもってお話を伺い、議論に参加していただきたいと思っております。

まず児島美都子先生からのご報告をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

## ソーシャルワークマインドを考える —MSW 実践体験をもとに—

児島：ただいまご紹介いただきました児島美都子と申します。3週間前、徐脈になり、日赤病院に救急入院して心臓のペースメーカーを埋め込む手術を受けました。今、身体障害1級の障害者として在宅生活をしています。今日のシンポジウムに参加することができてホッとしております。

私は1951（昭和26）年から15年ほど東京の病院でMSW（医療ソーシャルワーカー、以下MSWと略す）をしておりました。26歳から41歳までです。日本MSW協会とは1953年、協会設立以来、かかわり、1973年から8年間、会長を務めました。1966年～2008年まで教職についておりましたが、今は現場からも教職からも離れて名古屋市内で一人暮らししています。私にとってMSWの経験は50年も60年も前のことですが、思い出しながらお話させていただきます。

柱を5つ立てました。個人史、MSWになった経緯と業務、コロニー運動、MSW協会とのかかわり、結語としてソーシャルワーカーマインドに対する私見を述べたいと思えます。

### 個人史

私は今、90歳です。関東大震災の翌年、1924年、東京で生まれました。両親は関東大震災の被災者、店を焼かれ住居を焼かれ、家を転々としました。そのたびに私は小学校を代わって最後に落ち着いたのは渋谷区で小学校、女学校、専門学校に通いました。この間、日中戦争、太平洋戦争がはじまり、卒業は半年繰り上げられました。学徒出陣と同世代です。卒業すると男性は兵隊、女性

は結婚するか職業婦人になる時代でした。私は軍需工場の子供挺身隊の寮の舎監として働きました。この工場には小学校を卒業するとすぐに東北農村からつれてこられた子どもたち、東京下町で店員さんや女中さん、芸者さんとして働いていた人たちがいました。一年近くで敗戦になり舎監生活を終わりました。

敗戦後の地域は、失業者、傷痍軍人、戦地からの復員兵、親や夫を亡くした妻や子どもたちで溢れていました。こうした状況の中で、憲法が改正されて女性が選挙権を獲得し、初めて行われた国政選挙で39名の女性議員が一举に誕生しました。戦後社会は、空前絶後の食料難で、なかでも赤ちゃんが次々と命を落としていきました。こうした状況を見かねて、女性議員たちは超党派で国会内に、赤ちゃんにミルクを獲得する牛乳製品対策委員会を結成しました。私はこの委員会のボランティア書記になりました。どういう経緯で書記になったのかよく覚えておりませんが、このころ、学生さんたちといっしょに経済学の自主的な研究会をやっていたので、その関係だったと思えます。この時、牛乳製品需給調査に取り組み、これがきっかけとなって日本政治経済研究所の研究所員になりました。今考えるとこの研究所は大学院のようなところで論文の書き方とか調査方法などを学びました。研究所は男女同権、同一労働同一賃金、仕事も同等で居心地はよかったです。研究だけという職業に満足できず、退職し、失業保険を受給している間に会ったのが結核の病院患者会でした。

### MSWになったいきさつと業務

この頃、抗生新薬や外科手術などの医療技術革新によって結核は不治の病から治る病気になっていました。しかし病院ベッドの絶対数が足りず、また外科手術のできる病院も数えるほどしかありませんでした。ベッド数26床の小さな病院でしたが、胸部外科専門病院として外科手術だけを受け持ち、なるべくたくさんの患者さんの手術ができるようにと、当時、珍しい短期入院期間をとっていました。入院期間は2ヵ月、手術後1ヵ

月で患者さんを在宅に戻すというシステムでした。入院期間が短いので患者会の活動は援助が必要でした。私はボランティアとして患者会のことを手伝っていました。そうした中でこの病院にハプニングが起きました。血液型の違う輸血をしたため患者さんが重篤に陥り、病院に閉鎖命令が出されてしまいました。この時、患者家族が東京都に陳情を行い、閉鎖命令が解かれたことがあり、病院はお礼に何か患者に役立つことをと提案されたのがMSWの設置でした。そしてその時、白羽の矢が立ったのが私でした。当時、東京中野区には保健所と国立療養所に一人ずつMSWがいましたが、民間病院では私が初めてのMSWでした。

MSWとは何か、福祉とは何か、全く知らなかった私は、1951年1月、病院MSWになりました。主な仕事は、入退院相談、患者さんの医療費の問題、手術に伴う付き添い看護婦の費用や輸血代の立て替えなどさまざまな相談がありました。このころ、健康保険に加入している人がわずか、健康保険に加入していても、2年間という期間限定でした。健康保険がなければ、あとは生活保護法に頼るしかありません。でも生活保護法は受給権が厳しく、受けられる人は限られていました。この頃は制度を解説するテキストもなく、患者団体が出版したパンフレットが唯一の頼りでした。相談室もないので毎朝、病室を回っては患者さんの相談にのりました。

この時、心がけたのは以下の3点です。第一、患者さんが受け身ではなく、病気や手術を科学的に理解して治療を受けるようにすること。第二、福祉制度やサービスを受けることを権利として自覚し利用する知識をもつこと。第三に福祉制度やサービスを改善するための運動に参加すること。こうした目的のために病院内でさまざまな形での勉強をやりました。

私がMSWになったのは東京都MSW協会が設立された年で、私がMSWになってすぐに東京都MSW協会の会員になりました。主な活動は研究会、事例を通してケースワークを学ぶことをめざしていました。この頃の事例研究では心理的援助

が強調され、私は、自分が取り組んでいる経済的な相談活動はMSWの本務ではないのではないかと悩みました。社会福祉教育はこの頃まだ確立されておらず、東京の日本社会事業短期大学があるだけでした。1951年は福祉事務所が創設された年、社会事業短期大学の初めての卒業生が出た年でもありました。厚生省、全社協主催の3ヵ月MSW従事者研究会を受講すればMSWとして認定されました。この講習会で全国のMSWとつながりができたことは大きな収穫でした。またこの講義で初めて浅賀ふさ先生の講義を聞きました。浅賀先生は「退院援助は入院した時に始まる」といわれました。この講義にヒントをえて入院時全員面接を始めました。後に同志社大学でソーシャルワークの講義を担当しておられたデッソー先生は「インテークはソーシャルワーカーの権利である」といわれていますが、入院時全員面接は患者の権利を守る上で大きな役割を果たしました。この講習でもケースワークは事例研究で採り上げられました。ケースワークとは何か、あまり理解することができなかった私はケースワークを学びたくて、当時、東京原宿にあった日本社会事業短期大学の夜間部専修科の各種学校、期間は1年ですが、そこで学ぶことにしました。この頃、ケースワークはまだ理論的に系統的に紹介されておらず、事例を通じて学ぶ形が一般的でした。メアリー・リッチモンドやハミルトンの著書が紹介されるのは1960年代になってからのことです。こうした中で公的扶助の講義で出会った憲法第25条に基づく福祉の思想、人権としての福祉の思想でした。このころの日本の社会はまだ恩恵的な福祉観が支配的でした。仲村優一先生のゼミに所属していた私は、ゼミテキストで使われたE. H. カーの「新しい社会」で福祉国家イギリスのゆりかごから墓場までの社会保障制度を知って、世界にこんな国があるのかと驚きました。この学校で学んだ「人権としての福祉」の思想は、その後の私の実践の基礎になります。

## ココロニ運動

私のMSWの業務のうちで特記できるのは、在

宅患者会とのかかわりだったと思います。外科手術後、在宅になった患者は一月に一度、患者として病院を訪れます。この患者さんたちによって自発的に創設されたのが親和会という結核患者の会でした。病院のPTAというイメージでした。やがて患者数700人という東京都内最大の在宅患者会に発展します。この会の会員の間で、今でいうピアカウンセリングが始まりました。回復者は病気が治っても就職や結婚など、さまざまな問題に直面します。当時、結核に対する社会の人々の偏見は強く、就職も結婚も困難を抱えていました。作業療法の場として病院の中に売店をつくって作業療法の場にしました。この頃はまだOT、PTはおりません。先輩の回復者が後輩の患者の自宅訪問をするなどいろいろな活動の一環として取り組まれたのがコロニー運動、内部障害者の職場づくり運動でした。この運動の過程で身体障害者福祉法改正運動が取り組まれ、1968年に結核回復者が内部障害者として法対象になり、回復者も公的補助を受けられるようになりました。少し遅れて腎臓病患者も身体障害者福祉法の対象に含められることになり、それまで月70万円かかっていた人工透析の医療費が法的対象になりました。この改正運動では私がアフターケア施設のMSWと協力して都内の低肺機能者の実態調査を行いました。コロニー運動、障害者の職場づくりにおけるMSWの役割とは、情報提供、人と人をつなげること、リーダーになる人物を見つけること、証拠資料を提供することだと思います。

## MSW協会とのかかわり

私がMSW協会の活動にかかわるようになったのは日本MSW協会が創設された1953年11月のことでした。全国のMSW従事者講習会の卒業生約150人でこの仕事の重要性を感じて、自主的に創設を提案した会でした。中心になったのは愛知と東京の保健所MSW。私はこの大会の書記を仰せつかったことでした。会長は浅賀ふき先生、副会長は大畑たね先生、出淵みやさん、服部茂雄さんの3氏がつかれました。創設以来、事務局長を担ったのは東京都の中島さつきさんでした。都の

保健所MSWと民間から済生会病院、賛育会病院のMSWと私が事務局を担いました。この時、先輩の賛育会病院の橋本繁子さんは「片手にケースワーク、片手にソーシャルアクション」という言葉をいわれました。この言葉は私たちの実践のモットーになりました。協会活動ははじめのうちは「MSW部門の確立」「兼任者を専任者に」という課題でした。当時、MSWの75%は兼務者でした。身分法運動は早くから取り組んできました。1963年、日本MSW協会は専門職団体から事業協会になり、法人化します。この時、PSW協会が専門職集団として独立しました。法人化後のMSW協会は、厚生行政に実力のある村山午朔副会長の精力的な活動によってMSWを各県に広げ、各県協会が設立されました。

1966年、私は教職の仕事につくために職と住の場を名古屋に移しましたので、しばらく協会活動から離れることになりました。まだ東京、名古屋間が8時間かかったころです。ところが1970年代はじめ協会年次総会が3年間開けないという事態に直面します。3年間の空白の後、東京都と神奈川県など近県の会員有志が集まって日本MSW協会の再建が話し合われました。この時、協会活動から離れて名古屋にいた私が要請を受けて会長に就任することになりました。

再建総会で問われたのがMSWの存在意義でした。何を目的として、誰のための、どんな内容の身分法なのかについてこれまでの運動にかけていたことが反省され、1973年度総会では身分法運動を資格制度運動と改めること。資格制度とは身分法に止まらず、MSWの仕事を前進させる役割を担わなければならないこと。MSWの社会的地位が明確になることによって対象者の権利も拡大すること。全体としてMSWの仕事を発展させるために任用資格、必置制、教育研修、業務基準、社会的裏づけ、待遇の6つの課題に取り組むことが必要であると決議しました。援助対象は医療社会問題を抱える国民大衆、援助方法は患者家族の抱える問題を社会保障、社会福祉サービスの制度を活用して自主的、自発的に解決できるように専門的な立場で援助すること。患者、家族が自分の社

会的権利を守ることができるように権利の自覚を促し、自主的に社会保障制度や社会福祉サービスを充実、改善する運動に取り組めるよう制度やサービスを発展させる立場で側面から援助すること。援助にあたっては患者または集団の自主性を尊重し、不当に運動をコントロールしたり干渉したりしないこと。この場合の援助技術とは単に家族の人間関係の調整や社会適応をはかるだけではなく、患者や家族が自立的、建設的に自らの人生を歩む気持ちを引き出し、恩恵的ではなく、権利として社会保障、社会福祉の制度を受け止め、権利主体として自覚的に自らの困難を解決するように働きかける積極性をもたなければならないこと。援助方法は人権としての患者の福祉を守るものであること。制度化は身分法に止まらず、業務の明確化や経済的裏づけなど6点が保障される必要があること。このMSW資格制度化運動は国会陳情や関係団体への働きかけなどに取り組み、衆参両院全会一致で賛成されるなどの成果をあげました。これがその後、介護福祉士・社会福祉士法につながっていったと推察しています。

## 結 語

以上のような実践経験からソーシャルワークマインドを考察したいと思います。

ソーシャルワークとはソーシャルワーカーの働きを指す。ソーシャルワークマインドの価値基準は日本国憲法の人権条項、社会福祉における人権擁護とは憲法25条にいう「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあります。国民がこの権利を行使するのを側面的に援助するのがソーシャルワーカーであると思います。権利とは健康で文化的な最低限度の生活をする事、健康で文化的な生活とは、人間が人間らしく、人間に値する生活を営むこと、その背後にある哲学は病気や貧困は社会の関係で生み出されるもので、社会的解決が必要であるという考え方、哲学です。当事者、本人が主体的に動き問題解決すること、望ましい実践は知識と技術が統合されて生み出されるものだと考えます。以上報告を終わります。

野口：児島先生がMSWになられたのが1951年、私が生まれたのが1951年、ほんとに長い間、ソーシャルワークの思想的、哲学的なバックボーンを見事に伝えられ、また実践されてこられました。では伊藤先生、その思想的バックボーン、哲学をどのように発展、継承されていますでしょうか。お願いします。

## 児島美都子先生の報告を受けて 一なにを引き継ぎ、つなぐのか：愛知の障害 当事者運動をもとに一

伊藤：ただいまご紹介いただきました中京大学の伊藤葉子です。今回はこのような機会を与えていただきましてありがとうございます。私の報告には、ソーシャルワーカーがもつべき技量、教育の骨格本質というものを論点にいただきました。そこで、大会のテーマと、明日行われます学会企画シンポジウムをつなぐものとして大会校企画シンポをとらえ、なかでもソーシャルワークマインドに通じる価値と態度について触れたいと思っています。児島先生、90歳といわれました。私は今年の誕生日で丁度半分の歳で、ここに座っているのが恐縮なのですが、私自身の報告は今回のテーマに寄与できる報告というより、むしろ自分語りの要素が多くなっています。私自身が諸先生方、なかでも児島美都子先生からどう学んで、今後どうありたいかという決意表明の報告になることを冒頭でお詫び申し上げてから始めたいと思います。

私は1988年、日本福祉大学に入学しました。学部教育では坪上宏先生の社会福祉原論、川田誉音先生の社会福祉方法各論を学び、学部のゼミナールは医療ソーシャルワーカーの専門性をテーマに児島美都子先生のゼミに所属しました。大学院修士論文は川田誉音先生にご指導いただきながら「ソーシャルワーク実践の共通基盤に関する一考察—ゾフィア・T・ブトゥリムのソーシャルワーク論の検討を通して—」ということでまとめました。両側に大先生をはさんで身が縮まる思いですが、勇気をふり絞ってここへきました。

修了後、大学院の研究生をしながら日本福祉大

学の中にありました社会福祉方法論研究会の事務局のお手伝いをさせていただき、中部学院大学に助手として採用していただきました。中部学院大学時代は隣の研究室が窪田暁子先生で、先生の研究室に行き来させていただきながら、学内研究会や実習教育、ソーシャルワーク研究についてご指導いただきました。それぞれの先生の教えが、どれほど体現できているかと問われると心もとないのですが、私の中ではお一人おひとりの先生の教えはひと続きになっていて、そのいずれもが今の私の財産になっています。現在は中京大学現代社会学部で、教育・研究に従事しながら障害当事者運動組織である「愛知県重度障害者の生活をよくする会（以下、よくする会）」などにかかわりながら現場との協働に苦心する日々です。

## 1. ソーシャルワーカーのよって立つところ

### 1. 本報告の3つのキーワード

児島美都子先生と私の報告に共通するキーワードがあるとすれば、一つには当事者、当事者性の重視、当事者とともにある、あろうとする姿勢、協働と表現した方がいいかもしれませんが、2番目には社会運動、3点目は社会変革。既存の制度の柔軟な運用、制度改革、制度創設をめざすことを含んだ社会変革であると考えています。ひとりの人の生活上の悩みや困難が他者と共有されることを通して、実は普遍的な課題で、社会的な課題だととらえられ、その改善に向けた取り組みが法制度の変更を迫り、より多くの人々の利益につながる営みは、課題に直面している当事者を主体に、もしくはその視点で行われ、それこそがエンパワーメント、ソーシャルアクションそのものだと考えています。かかわり方の濃淡はあると思いますが、当事者が主体であることに、支援者として研究者としてどのように役割を果たすのかという協働の姿勢、社会変革という、一人の人の生活実態から発生するニーズを起点に制度を柔軟に運用できるように変えていったり、新しい制度をつくるとか、当事者の視点から提起する。一人のニーズは普遍的な課題を秘めていて、同時に一人ひとり、自分の課題となり、その改善に向けた動

きが制度の改善、創設を生み、その解決策が、より多くの人々の利益へとつながります。人々の生活課題は社会的に生み出され、その解決には社会的な解決を必要とするのだということです。児島ゼミで学んだ、「疾病原因の社会性」「疾病の結果もたらされる問題の社会性」「問題解決の方法の社会性」、これらは相互に深く関連しあっているということが、この前提にあると考えます。

### 2. ソーシャルワーカーの人間観、社会観、世界観

こうした当事者性を尊重して協働しながら制度を変えていくという営みには、歩きながら考える姿勢が求められます。「歩きながら考えなさい」ということも児島先生からいただいた私の大事なキーワードの一つです。個別なニーズがどのような普遍的な課題を秘めているのか、その普遍的な課題が個別の生活のどのような面に不具合を生じさせ、制度、政策のあり方が個々の人の暮らしに、いかなる形で具現化されているのかという、抽象と具体を絶え間なく問い、実行し、確かめるということ、絶えず続けることが私たちに求められていると考えています。こうした姿勢を堅持するには、ソーシャルワーカーの人間観や社会観と何をめざして実践するかという哲学が問われているように思います。ソーシャルワークの教育の本質など、私には語れないのですが、ソーシャルワークの価値、哲学、思想を理解し、もしくは理解しようと努め、それを具現化する姿勢にあると思っています。そしてそれはソーシャルワーカーの人間に向けるまなざしと人と社会の相互関係、社会のあり方に向けるまなざしにかかわっているのではないのでしょうか。ブトゥリム先生はその著書『ソーシャルワークとは何か』の中で、「人間尊重」「人間の社会性」「変化の可能性」の3つの価値前提について述べています。私自身が教えを受けた先生方、中でも児島先生から受けた最も重要な、当事者、現場の協働者としての姿勢、または研究者としての姿勢はブトゥリム先生の3つの価値前提そのものに基づいており、当事者、現場とともにあろうとし、ともにあることとも深く結びついています。

## Ⅱ. 当事者と共にあろうとすること—愛知の障害当事者運動から—

そうしたことを愛知の障害当事者運動から考えてみたいのですが、社会問題として生活問題に立ち向かう場合、人は他者との関係を通して存在し、一人ひとりが変化の可能性を秘め、尊い存在だということそのものにソーシャルワーカーが信念をおくことができるか、そのこと自体によってソーシャルワーカーが会う人の、その先の人生がかかっているように思います。最も大切なことは人権擁護。一人ひとりの声を現実化することだと思っています。

児島美都子先生がいわれる「ソーシャルワークは価値実践である、その価値基準は社会福祉における人権擁護の憲法第25条が、人間が人間らしく、人間に値する生活を営む権利を行使することを側面的に支援するのがソーシャルワーク、ソーシャルワーカーの業務であり、その背後にある病気や障害は社会との関係で生み出され、その解決も社会的に図られなければいけないという考え方、哲学だということ」と「その問題解決はソーシャルワーカーがやってあげるのではなく、当事者本人が動き、到達するものだ」と以前、お話ししてくださったことがあります。こうした実践を展開するにはブトゥリム先生の3つの価値前提にソーシャルワーカーがどれだけ信念をおけるかということだと思っていますが、この信念というのは当事者とともにあり、実践し、歩きながら考え、行動していくことを繰り返すことで培われるのではないかと考えています。ソーシャルワーカー自身もまた、どのように変わり、生きていくのかが問われると思いますし、ブトゥリム先生が著書の中で触れる、マクドゥーガルのいう「専門職というのは一つの生き方であって、単なる仕事ではないのである」ということとも関連すると考えています。

先程述べた「よくする会」は1973年に発足しますが、初代会長でDPI日本会議議長、全国自立生活センター協議会代表を歴任され、現在は社会福祉法人の専務理事の山田昭義さんに、この機会に

「児島先生はどのような存在だったのでしょうか？」ということをお聞きしたいのですが、「名古屋は児島美都子先生、長宏先生の影響が大きい」「全国的にみてもこういう方はおらず、毎月1回の学習会で学びあい、一緒に運動し、名古屋の福祉制度をつくってきた。困っているという一人の仲間をどうするか、一緒に学びあい、成長してきた。先生にとっても俺たちの話を聞いて、見えてきたことがいっぱいあったと思う。お互いにこれだけの長い期間、当事者と一緒に運動してきたという専門家は全国をみてもいないのではないかと。児島先生は学習と実践の両方ずっと寄り添ってくれた」とおっしゃっています。こうした当事者、現場に対する姿勢には児島先生と結核患者運動、コロニー運動が原点にあると私は考えています。

## Ⅲ. なにを引き継ぎ、つなぐのか

「当事者、現場とともにある」という児島先生の姿勢に、私たちは何を引き継ぎつなげばよいのでしょうか。また、現場と当事者と協働するにはどのような力量をもつべきだろうかと私が考える時、それは「学びあい、伝え広げ、つくりだす」「互いに変化し、協働する」「長いスパンで、ものを見る」ことだと感じています。先ほど触れた山田さんは「児島先生は学習の仕方と今後の方向性、利用している制度が法制度によっているということをお自分たちに教えてくれた。たとえば車椅子が支給されることはわかっている、でもそれがどうい法律によって成り立っているのか。法制度や社会資源があつて初めて自分たちは車椅子が支給されることを学習会で知った、長先生は、対・行政との闘い方、交渉の仕方を教え、伝えてくれた。長先生の言葉で忘れられない言葉がある。「行政は紙に書いてあること以上も以下もできない。窓口に行ってダメと言われたら、その根拠をとってくる。窓口で対応した人の名前を聞いてくるように」と。「法制度を自分たちの暮らしに現実化させるために本当に有効だった」といわれました。愛知の障害者運動は、ゆたか福祉会を含めて他地域と異なる点は、行政との適度な緊張関係をもちつ

つ、それでも行政と当事者が一緒に制度をつくってきている点にもあるように思います。こうして協働する、当事者とともにあるとする時に、支援者の側も変化すること、こちらの側が自らを見直すことも恐れないことも重要ではないかと考えています。坪上先生は「相手を通して、自分を見直す、ワーカーはクライアントを通して自分を見直す、あるいはクライアントがワーカーを通してクライアント自身を見直すというような循環的な関係がある」と教えてくださいました。協働するという関係にも、それはいえることだと感じています。さらに「それが相手を助けようとしている支援者、ワーカーとして当然の前提としての努めだとしても、それを忘れた時に、相手とのつながりができる」とおっしゃっています。「こちらの側が描いていた相手の像について、一旦、スイッチを切る、今まで見えなかった相手の世界が見えてくる」と方法論研究会のご講演でお話をしてくださいました。こちらの側が現場に、当事者に敬意をもって接して、また学ぶこと、よく聞いて時には待ち、関係をつないで広げること、相互の学びを、よく発信し、伝えて、社会課題として提言し、解決に結びつけ、社会資源をつくりだすこと、それを広く普及させる、絶えず継続することが重要ではないかと感じています。

ご夫婦で、ともに重度の脳性マヒがある方が地域で「子育てをすることを通して地域の人とのかかわりが生まれ、地域で生きていくという実感をもてた。それに加えて子どもができてからトラブルがあっても何とかなる、時間が解決してくれると思えるようになった。がむしゃらでない生き方が見つけられて、それは赤ん坊が何もできない存在から変わっていくことを見せつけてくれたから、人が育つ、成長する、変わるということを信じられるようになった」と話してくださいましたことがあります。その方は12歳からおよそ20年近い施設入所生活を経て自立生活に移行された方ですが、結婚し、お子さんが生まれ、その成長を通して人間の社会性や変化の可能性を、実感を伴って信じられるようになったということに、私自身も学び直した瞬間でした。私は、児島先生はどうし

てこんなに現場で出会う方や当事者の方のもつ力を信じることができるのだろうか。ときに声をかけ、待つという姿勢に感じ入ることがあります。これはおそらく結核患者運動や障害者運動とのかかわりを通して協働、研究活動を通して当事者自身が自分の状況について理解し、行動することを通して現実を変え、病や障害とともに生きていく姿勢と力が人間にはあるという長い道のりをともしてきた立場だからこそいえる、確信によるものだと考えています。私がそれを継承するとは、とてもいえないのですが、継承しようとは思いません。決意表明に止まってしまうのですが、人間に対するソーシャルワーカーの信念というのは、当事者、現場に対して真摯に、また協働する姿勢を行動として体現し続けることで、だんだんとそうなるようになっていくものであり、その信念や行動を、ともにし続けることによって確かなものにお互いになっていくものだと感じています。以上で発言を終了させていただきます。

**野口：**伊藤先生は日本福祉大学の児島先生、窪田先生、坪上先生、川田先生に福祉大学の社会福祉方法原論の先生たちの薫陶を受けられてきた恵まれたソーシャルワーカーであるわけです。さらにこれから継承、発展させていっていただきたいと思えます。それではただいまの伊藤先生の報告を受けて、児島先生から伊藤先生への激励をお願いいたします。

**児島：**伊藤先生から引き継いでくださる決意表明を聞いて大変心強く思っております。伊藤先生は、学部3、4年のゼミで受け持ったのですが、大学院は川田先生にみっちり仕込んでいただきました。在学中は方法論研究会という自主的研究会があり、坪上先生と接しておられますし、卒業してからは中部学院大学で窪田先生という優秀なソーシャルワーカーの先生に身近に指導を受け、今日の伊藤葉子さんがあるのだと思っています。私はもう90歳ですから、80歳になった時に障害者の勉強会の後継者をつくりたいと思って二人の人を思い浮かべたんです。その一人が伊藤葉子さんですが、「よくする会」の勉強会の跡継ぎをお願いし、ずっと引き継いでいただいています。もう一人



は河口尚子さん、二人に勉強会の跡継ぎをお願いします。いつ死んでも大丈夫だと思っております。皆さまにあたたかく育てていただきたいと思っております。

もう一つ「よくする会」はいろいろな社会資源をつくっています。名古屋市と交渉して制度をつくっております。2, 3, 申しあげると名古屋にきて交通バリアフリー、全国で新幹線の駅にトイレとエレベーターがついたのは名古屋が最初です。バスは100%低床バスです。100%近く地下鉄の駅にエレベーターがついています。地域の介護制度も、自立の家の事業に福祉ホームがあります。大学生が4年間下宿生活をして社会生活に慣れていくように障害者も4年間、自立生活を学ぶために福祉ホームに入り、地域に出ていく。本当に信じられないような障害の重い人たちが、もう100名以上近く、普通に地域で生活しております。そんなことを申し上げて終わりたいと思っております。

野口：どうもありがとうございました。後継者に指名されましたので伊藤先生、ますます精進していただきたいと思っております。それでは第二セッションとして川田誉音先生をお願いします。

## 社会福祉方法原論の理論課題とその継承

川田：川田誉音と申します。先のお二人の、とても力強い報告を聞かせていただいて、これからお話することが心もとない感じがしております。もともと集会や学会などに出かけることが少なく、今回、こういう機会を与えられましたことをうれしく思います。補足資料として文献リストを配布しています。文献リストはお話する流れにそっておりますが、多少順不同のところもございます。

社会福祉方法原論は、かつて日本福祉大学で必須科目として担当させていただいたことがあります。その後、他大学では社会福祉援助技術総論、社会福祉援助技術概論と科目名称を変え、さらには国の定める名称である相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法の中に含めて学ぶようになっております。しかし私は、社会福祉方法原論

は社会福祉の歴史とならび社会福祉学の礎の一つとして不可欠なものと考えております。社会福祉方法原論を必要とする背景として、社会福祉基礎構造改革以後の政策動向があります。国が経済的効率優先の政策を進め、ソーシャルワーカーに利用者を尊重することを期待するよりは、少しでも早く就労し、サービスを受けることから自立するような支援を期待していることがあげられると思っております。その影響を最も強く受けているのは生活者一人ひとりですが、多くのソーシャルワーカーがアイデンティティの危機に悩んでいることに注目しなければなりません。激しく変化する医療制度や社会福祉制度、さらには介護保険制度の要求する業務に追われ、多くの知識や技術を次々に習得して駆使していても、果たして生活者の人権を尊重した支援になっているのかと自問し、「私は何をやるぞ」というアイデンティティの危機に苦しんでいる方が多くおられます。こうした時こそ社会福祉方法原論が求められることが、1969年のシーボーム改革後のイギリスの状況に似ていると思っております。イギリスでは1970年に地方自治体ソーシャルサービス部ができ、人口5~10万ごとに社会福祉の地区事務所(エアリア・オフィス)がつくられ、そこにジェネラリスト・ソーシャルワーカーが配置されることになりました。しかしその頃、最も元気を失って、とぼとぼ歩くのは医療ソーシャルワーカーだと聞いたことがあります。それまでNHSという国民保健サービスのもとで専門的な仕事についていた医療ソーシャルワーカーは、地区事務所では貧困、住宅、労働の問題など、あらゆる相談に応じることになり、その逆もあったことからくる困難がありました。もう一つには1970年に英国ソーシャルワーカー協会が結成され、72年にはCQSWという資格ができましたが、ジェネラリスト・ソーシャルワーカー養成教育をしようにも、その基盤となる方法原論がないことが問題でした。

英国のゾフィア・ブトゥリム(Zofia Butrym)の著書『ソーシャルワークとは何か』は、私の文献リスト1にあげています。もとの表題は“*The Nature of Social Work*”です。この本の構成は、

第1章ソーシャルワーカーのアイデンティティ、第2章実践モデル、第3章価値、第4章知識、第5章過程、第6章ソーシャルワークと社会、第7章今日のソーシャルワークの問題と将来への課題、となっています。Butrymは1927年に生まれ、ポーランド出身の方で高校生の時にナチズムへの抵抗運動に参加されました。戦後はAMDAという連合国救済復興機関（ナチの迫害を受けた人々や子どもたちの支援組織）で働き、それから英国に渡ってソーシャルワークを学びました。長年、医療ソーシャルワークに従事した後、ロンドン大学のソーシャルワーク原論の教員となり、1976年にこの本を著しました。私がこの本に最初に出会ったのは大学院生の時でしたが、その後、留学の機会を与えられてButrym先生のもとで学び、翻訳をさせていただくことになりました。アメリカでリッチモンドが『ソーシャル・ケースワークとは何か』を著したのに対して、これは英国社会を背景とした英国版のソーシャルワーク原論の書物といえるのではないかと思います。

その後、イギリスは経済危機への対応に傾斜してサッチャー政権の時代に入ってきますが、この本は市場化、管理主義化、標準化という方向に向かうイギリス社会の政策動向に対して綿密な批判的検討を加えています。そしてソーシャルワークの価値基盤を明らかにして、ソーシャルワークの人間化をめざしたといえます。

社会福祉方法原論を構築しようと思えば、社会福祉とソーシャルワークの関係をどう考えるかに立ち返らざるをえません。ここでは私が社会福祉を定義してみたものを記しました。1990年、私は、『グループワーク』の本で「社会福祉は人権主体としての個人の社会生活上の疎外状況、社会的疎外状況を社会問題としてとらえ、その軽減、除去、予防のために社会的対応を図ること」としました。この定義を振り返りますと、一番ヶ先生が「目的概念としての社会福祉」と「実体概念としての社会福祉」、この二つからなると言われていることを思い起こし、私の定義ではそれを十分に盛り込むことができていないことに気づきます。目的概念としての社会福祉は、社会福祉が、それを

めざす理念を表し、実体概念としての社会福祉には社会福祉制度と実践の実態が含まれているとするのが一般的です。私は生活者の生活実体をこそ、社会福祉の実体概念の中心に位置づけるべきではないかと考えます。こうした社会福祉概念の構図で、社会福祉実践の担い手には生活者自身や福祉専門職の人、専門職以外の人、関連職種の人など多数の人々が含まれます。限定的に社会福祉専門職としての実践をソーシャルワークとすれば、ソーシャルワークは社会福祉の目的を実現するための固有の方法論を明らかにし、専門性の向上を図るとともに、当事者や市民、関連職種との協働による全体としての社会福祉実践の質を高めていくことに関わっていかなければならないと考えます。

『前を見るために、後ろを振り返る』。これはヘレン・パールマン (Helen Perlman) が1989年に発行した本の題です。Perlmanは、この時、87歳でしたが、残念なことに2004年に亡くなっています。Perlmanは89年を境としてソーシャルワークの過去を振り返り、未来を展望しようとされました。Perlmanが亡くなった時に紹介された、全米ソーシャルワーカー協会の資料によりますと、彼女は大学で英文学を専攻し、英文学で賞もえておられたようです。しかし、1920年代のアメリカでは、女性であり、ユダヤ人であることで英文学研究者の道を阻まれ、ユダヤ人サービス協会が主宰するサマーキャンプのカウンセラーとなり、ソーシャルワークの道に進んでいったと記されています(文献5)。今日まで100年余りに及ぶソーシャルワークの理論実践史は、人々がいくつもの時代を生きて、そこで何を体験してきたか、だけではなく、何を求め、実現しようとしてきたかの歴史であるといえるのではないかと思います。

1980年代以降、日本でも「生活モデル」や「ジェネラリスト・ソーシャルワーク」「エンパワメント・アプローチ」や「ナラティブ・アプローチ」と盛んに紹介され、優れた研究が先生方によってもなされています。私は、私自身の問題意識から、とりわけエンパワメント・アプローチに関心を持ってきました。私は中国で生まれ、2歳で初め

て日本の地を踏みました。2歳であったためにその頃の記憶がないのが残念で仕方ありません。しかし侵略とか戦争、抑圧、権力、支配、暴力が人間の問題として、これまであったこと、今もあることを忘れることはできません。特に学童期にであった一斉主義の集団指導のあり方には不適應感を抱き、私の中で自由を求める思いが強くなりました。そんな思いから『グループワーク』では、私でも居場所と思えるグループをつくりたいという思いで編集に携わりました。エンパワメントの概念に出会った時、そこにソーシャルワークの追求すべき課題があるのではないかと考えました。新しい概念は外から与えられることがあってもよいと思いますが、自らの内にある求めに触れなければ、目の前を高速で通過していく、すばらしい乗り物にすぎません。そこで私はエンパワメント・アプローチからソーシャルワークのこれまでの歩みを振り返り、今後の課題を考えたいと思いました。

エンパワメント・アプローチ発展の経過と課題。アメリカにおけるエンパワメント・アプローチのルーツをたどっていく上で参考になる書物の一つに(文献6)、サイモン(Simon)の“*Empowerment Tradition in American Social Work*”という94年の本があります。その本の中にはエンパワメントの膨大な系譜が書かれています。ここでは断片的ではありますが、ソーシャルワークにエンパワメント・アプローチが投げかけているものをいくつか取り上げました。

一つ目は今朝の岡本先生のお話にもありました診断主義—機能主義論争です。その意味は人間を決定論的にとらえるか、あるいは自由意思をもつ存在としてとらえるかの葛藤ではないか。それが60年代に引き継がれて医学モデルと生活モデルの流れになっていくのではないかと考えます。次に、ユダヤ人迫害の歴史と亡命者の理想。第二次世界大戦後、アメリカのソーシャルワークが日本に輸入されたという言い方がされています。そうやって占領軍によって集中講義されたアメリカの理論に日本の社会の現状を照らしてみると、食べることも精一杯だった時に合わないこと、導入の

仕方に抵抗があったことは理解できます。しかしアメリカのソーシャルワークといえば一つではなく、ドイツのヒトラーによるユダヤ人の迫害を逃れてアメリカ、イギリスに亡命した人々やその家族の中から優れたソーシャルワークの研究者や実践者が出ていたことを心にとめて考えて見たいと思います。その一人、ジゼラ・コノプカ(Gisera Konopka)が『ソーシャル・グループワーク』を著していますが、集団は人を生かすものとも殺すもの、犠牲にするものともなりうると言い切っています。集団で団結するのはよいことだという価値観を、民主主義的な楽天的な価値だと鋭い問いを投げかけています。一致団結して何をしようとしているのか、集団の目的を一人ひとりがとらえ、それをつぎあわせていかなければならない、といっています。また、Perlmanは「生きることは問題解決の過程である。だから問題を抱えているからといって病理と見なすべきではない」といいました。問題というとらえ方にそのような意味があることが、Perlmanを最近になって読み返していると、伝わってくるように思います。

さらに、パウロ・フレイレ(Paulo Freire)の『被抑圧者の教育学』はエンパワメントのテキストのようになっていますが、力の弱い人に自己決定の力をつけて自立できるように、というのがエンパワメントの狙いとするところではありません。そういう人の無力な状態の要因が個人の心理や障害にあるとする以上、それへの対応がいかに個別、集団、組織的に取り組まれたとしても、個人の変化を生み出すことにしかありません。「問題状況を意識化し、対話を通して相互変容をめざす」とFreireはいっています。新しく翻訳し直された本が出ています(文献10)。

最後に、マックス・ピカート(Max Picard)という人の『われわれ自身のなかのヒトラー』の書物の題にふれたいと思います。援助者も政策決定にかかわる人も、自分の中にヒトラーなんかいないと思いきや、実はケアという名のもとでの統制者になっていないかと問うてみる必要があります。同じことをマーゴリン(Leslie Margolin)という人は『ソーシャルワークの社会的構

築』(文献16)で、「優しさの名のもとに」という副題をつけています。Freireの思想をもっと深く汲みとっていきたいと思っています。

以下、生活モデルからジェネラリスト・アプローチのところは割愛させていただきます。児島先生や伊藤先生、山辺先生、そして山田先生の実践からもたくさんの人々の語りが心にしみて伝わってくると思いますので、またお聴きしたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

【参考文献】

1. ゴフィア・ブトゥリム, 川田誉音訳『ソーシャルワークとは何か』川島書店, 1986
2. 川田誉音編『グループワーク: 社会的意義と実践』海声社, 1990
3. 一番ヶ瀬康子・真田是編『社会福祉論(新版)』有斐閣双書, 1975
4. Perlman, H., Looking Back to See Ahead, Univ. of Chicago Press, 1989
5. <http://naswfoundation.org/pioneers/p/perlman.htm>. 2004
6. Simon, B. L., Empowerment Tradition in American Social Work, Columbia University Press, 1994
7. ジゼラ・コノプカ, 前田ケイ訳『ソーシャル・グループ・ワーク』全国社会福祉協議会, 1967
8. プリーモ・レーヴィ, 竹山博英訳『アウシュヴィッツは終わらない—あるイタリア人生存者の考察』朝日選書151朝日新聞出版社, 2011
9. Perlman, H., Social Casework: A Problem-solving Process, Univ. of Chicago Press, 1957
10. パウロ・フレイレ, 三砂ちづる訳『新訳 被抑圧者の教育学』亜紀書房, 2011
11. L. M. グティエーレス, R. J. パーソンズ, E. O. コックス編, 小松源助監訳『ソーシャルワーク実践におけるエンパワーメント』相川書房, 2000
12. マイケル・オリバー, ボブ・サーベイ, 野中猛監訳, 河口尚子訳『障害に基づくソーシャルワーク: 障害の社会モデル』金剛出版, 2010
13. マックス・ピカート, 佐野利勝訳『われわれ自身のなかのヒットラー』みすず書房, 1965
14. 日本社会福祉学会編『対論 社会福祉学』4巻ソーシャルワークの思想, 5巻ソーシャルワークの理論, 中央法規, 2012

15. 横田恵子『解放のソーシャルワーク』世界思想社, 2007
16. レスリー・マーゴリン, 中川伸俊, 上野加代子, 足立佳美訳『ソーシャルワークの社会的構築: 優しさしさの名のもとに』明石書店, 2003
17. 小山聡子『援助論教育と物語: 対人援助の「仕方」から「され方」へ』生活書院, 2014
18. 大友信勝-永岡正己編『社会福祉原論の課題と展望』高菅出版, 2013
19. AJU 自立の家編『当事者主体を貫く: 不可能を可能に 重度障害者, 地域移行への20年の軌跡』中央法規, 2011
20. 大江ひろみ, 山辺朗子, 石塚かおる編『子どものニーズをみつめる児童養護施設のあゆみ—つばき園のジェネラリスト・ソーシャルワークに基づく支援』ミネルヴァ書房, 2013

野口: 川田先生の久方ぶりの、ゆっくりと心に染み入るお話であったと思います。ButrymやPerlmanやKonopkaという反ナチズムの中で「自分自身のなかのナチズム」というところからエンパワメント・アプローチを導きだされたという、考えさせられるお話でありました。それを受けて山辺先生、よろしくおねがいます。

社会福祉方法原論理論課題とその継承  
—川田誉音先生の発題を受けて—

山辺: 私こそ、ここにいいのかなと思います。日本福祉大学は学んだこともないし、勤めたこともないので、ただ先生方と親しくさせていただいたり、何よりも川田先生、大友先生が私が勤めております龍谷大学にきていただいて、一緒にお仕事をさせていただいたことがご縁となっていると思います。川田先生の非常に格調高いお話の後、ざっばくな話になるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

私は同志社大学で学びまして大塚達雄先生、住谷馨先生、岡本民夫先生、黒木保博先生に教えていただいて、ソーシャルワークを勉強してきました。

今、一番はまっていますのが、川田先生の文献リストで20番、『子どものニーズを見つめる児童

『養護施設のあゆみ』という本ではありますが、つばき園という京都の児童養護施設の実践をえがいた本です。私は20年くらい通っておりまして、そこでジェネラリスト・ソーシャルワークをもとに施設実践を試みたらどうかということ、12、13年前から、その考え方と方法に基づいて実践し、それをもとに研究しております。

野口先生からいただいた題がありまして、これをしてしなきゃいけないと思いつつ、それを果していないところが申し訳なく思っていますが、そのような実践の近くにいる、いろいろな現場の話を書く機会がありました。それをみていて、今までのやり方ではもう通用しなくなってきたような気がしています。園長と一緒に何とか今までやってきましたが、これがまた通用しなくなるケースが増えてきているのではないかと思います。社会自体がすごく変化していると思うのですが感覚的にもっているもので、証明して実証しろといわれると困ります。しかしケース検討を積み重ねていきますと解決ができない状態のまま「ちょっとそってしておきましょう、しばらく様子を見ましょう」といわざるをえないケースが起きていると思えます。制度とか仕組みも変化しているんですが、社会全体の仕組み、あり方が本当に根本から変わってきているような気がしています。

特に21世紀に入り、問題の深刻さ、複雑化、多様化は言い尽くされていますが、これを感じている方は多いと思います。今までのやり方が通用しないことも考えておられる方が多いと思います。私は岩間先生と9年かけて『ジェネラリスト・ソーシャルワーク』という本を訳出させていただき、これがまたなぜ9年かかったかということ、訳している間にどんどん中味が変わっていくのです。この中で気がついたことがあります。ものすごく社会が動いているから、この本を書き換えなといけなくなってくるのが如実にわかった次第です。すごいなと思いつつ2004年に訳出して、この10年間、本当に書き換えていかないといけないことがいっぱいあるなという気持ちでいっぱいになっています。

そういうことを考えていきますと、新しい形の

ソーシャルワークの必要性がますます大きくなっていると思っております。

「個と社会の一体的包括的支援」、これをやっていこうと思つていかないと、とにかく社会自体が変化していますので、個人はおいておいて、地域だけをやってみようとか、それで連動しないままやっていては成り立たなくなっていくのではないかなと考えております。私のジェネラリスト・ソーシャルワークの理解では、個と社会の一体的包括的支援、これをいかに展開していくかということが大変重要な点だと考えております。

ソーシャルワーク理論の役割。ソーシャルワークの黎明期から考えても、COS自体が貧困は個人への働きかけによって解決することができる、個人への働きかけによって解決することができるというふうにい切ったこと、これが人への働きかけが社会問題の解決に有効であると、社会的に初めて明示したものだ、このことあたりからソーシャルワークの理論は次々に書き換えていかざるをえないから書き換えてきたのだと考えております。いろいろなモデルとかアプローチとか、パースペクティブを含めていろいろな考え方が入ってきた。この考え方が、これではあわないからだめよとか、今まではよかったけど、これからはだめだから、ということではなく、使えるところを全部使って、そして総合的に変革していく必要があるのではないかと考えております。

昨日も大学院生の指導をしていたんですけど、ポストモダンとモダンと「対論社会福祉学」を使って話をしていた、どっちが正しくて、どっちが正しくないのよねという話ではないと議論しました。ジェネラリスト・ソーシャルワークは、私の乱暴な私見ですが、「何でも飲み込みましょう。ポストモダンの最たるものであるストレングスでも、いいとなると飲み込んでいくし、ベースがエコロジカル・パースペクティブですから適応を考えますが、クライアントの主体性、それはソーシャルワークで大事にしてきたことですか、これも飲み込んでいく、そうやって体系化していくことは大事だ」という話をしてきたところです。

ソーシャルワーク理論の最も大きな役割は、こ

のようなさまざまな認知的、論理的整理をもって現代の社会状況の認識と生活上のニーズの認識、さらに実践の考え方を提示することにあると考えています。このような概念の生成の過程において、また制度や政策化に働きかけ、実現するものを示すものでなければならないということで、これを、どう、いかに科学的に積み上げていくか、これが今後の課題だろうと考えております。

現場の方々のソーシャルワーカーの話を聞く機会があり、学生にソーシャルワーク演習などを指導する中で、ふと気がついたことがあります。相談援助という名のもとで展開されている支援の中には、たとえば介護保険等のサービスの組み合わせを提示し、それに結びつけたり、紹介するだけ、ということも目立ちます。「プランニングをやってください、このケースで」と学生にいう。多くの先生方は「ニーズを見て、ニーズにあわせて、ゴール設定をして」とご指導されていると思いますが、私も、そうやっているつもりですが、プランニングになると突然、「どここの施設に入所してもらおう」とか「介護保険のこのサービスを使う」と言います。「他は？」と聞くと「いや、そうです。母子生活支援施設に入所してもらおう」とあっさりという。「拒否的なお母さんが入所してくれるかな？」という初めて学生は「ああ」というんですね。そういうようなことを考えてみますと、ニーズをしっかりと見るとか言いながら、サービスや制度を紹介すればいいんじゃないか、結びつけたらいいんじゃないかと考えることが、案外一般的なのかなということに気づきました。十分な財源や制度がない中で現実の制度や体制にあわせたサービス提供は仕方ないということで、サービスや制度を適用するだけの支援を展開していることも見受けられますし、サービスや制度を熟知してそれを適用することがソーシャルワーカーの専門性であるという誤解が蔓延していることもあるかと思えます。

ソーシャルワークで一貫しているのは、ニーズを見つめていくことだと思います。そのニーズをどうして充足していくかということを考えていく、それがソーシャルワークですが、その壁が

ものすごく大きい。「制度がないから無理、そこまでやらなくてもよい、やったらいいかん」と、地域包括支援センターの社会福祉士が支援をやろうとしたら他職種の方からいわれて、向こうが年齢も経験も上なので、支援をあきらめたという人がいます。人手やお金がないので無理とか、自分やまわりの人すら、そういう発想すらない。ソーシャルワーカー自身の意識やまわりの関係者というものが、かなり壁になっていることもありますし、縦割りの制度で壁が高くなっているということがあります。これを何とかしようと思って制度改革をしていますが、ソーシャルワーカーの意識が、この壁を意識してその制度をまた変えていくという方向性、展開にならないと、この壁は乗り越えられないと思っております。その乗り越え方を考えていくことが、とても大事です。ある社協の職員さんが「生活更生資金で貸出の条件があわない、そこで断った。断ったところから僕らの仕事は始まるんですよ」といわれました。聞いていた学生に、ものすごくストンと落ちた。それはソーシャルワーカーの本質ではないかと思えます。

もう一つ気づいたことで、昨日きていた大学院生ですが、保健師さんでソーシャルワークの勉強をされています。4月に入学して、いいスピードでやっておられるんですが、ここでソーシャルワーク、ポストモダンやモダンの話もやっていて、この中で一番びっくりしたのは何か。「価値、倫理というものが必ず底にあるということですね。」と言われました。保健師さんの仕事は実はソーシャルワーカーとかぶっているんです、その中で価値というものがソーシャルワークは動かさないものとして組み込まれている。教育においてもそうだし、実践においても、もちろんそうだと。これをいかに発展していくかという、その取り組みが大事ではないかと思えます。川田先生のButrymなどは本当に重要です。Butrymからの示唆は、私たち、ソーシャルワーカーにとって本当に大きかったなと思えます。これをどう継承していくのか、まだまだ継承しなくてもいいとも思うんですが、まだまだお元気で活躍していただき

たいので。私がもう10年、20年若かったら継承するというかもしれませんが、川田先生には大きなことをいただいたということ、すごく実感している今日この頃でございます。

野口：ありがとうございました。山辺先生が同志社大学出身で同志社大学のソーシャルワーク教育の流れを、研究の中にも生かされているなど感じました。専門職が壁にあたるところ、経営者と専門職がどう立ち向かっていけるか、ここの一つの壁として提示していかないといけない。価値や倫理はすでに埋め込まれているんだと、社会福祉教育の中に、重要な提起だったかと思います。それでは川田先生から山辺先生に。

川田：ありがとうございました。山辺先生は継承していただくには大きすぎる存在だという気がします。山辺先生が最近まとめられた、つばき園の本、とても感動して読ませていただきました。施設の利用者や利用者であった人たちと実践者と教員と、三者がいっしょになってまとめられた施設実践史です。とてもすばらしい仕事をされています。そこから見いだされたことが、今の時点で実践の方法を変えていかないといけないと、それが見えてきたということは実践史をまとめることの大きな意義ではないかと思いました。もう1点、価値と倫理は、ただ価値、倫理といえども共通理解できるかということ、なかなかそうでもありません。社会福祉学会で価値のことを採り上げるのはとても遅かった。それはなぜかというところ、ウェーバーの価値自由の考え方もあり、社会科学は価値から自由でなければならない、と価値の問題を遠ざけていたこともありました。しかし、価値を担う専門職であるソーシャルワークにおいては、もう少し価値と倫理ということを解きほぐして考えていきたいと思いました。

野口：それでは第三セッションで友信先生からお願いします。

## 社会福祉原論とソーシャルワーク

友信：今日の報告は社会福祉原論を中心に、という要請でここに座っております。社会福祉原論

というのは、社会福祉とは何かを問い、主題にしている学問ということになりますが、大きな転換期にあつて、揺らぎ、危機に直面していると今の事態を見ております。2009年施行の社会福祉士法の改正で読み替えは可能ですが、社会福祉原論という科目は消えております。指定科目22科目のうち社会福祉という名称がカリキュラムについている科目名は一つもない。社会福祉士の養成教育は新たな段階に入りましたけれども、これで社会福祉教育になっているかどうかということについて少し疑問をもっております。

社会福祉とは何かというのは歴史的にみて、ソーシャルサービスの専門職業意識や、専門性、専門職の制度と深くかかわって、時々の社会問題、生活問題の実態と変化を反映し、実践によってつくられるという歴史的な性格をもっています。今、社会福祉とは何かということが、生活問題や社会福祉政策、実践構造の実態を通して析出され、考察されたものになっているかという点でいうと、かなり80年代以降、新自由主義の市場原理の影響を受けています。社会福祉とは何かは生活問題の実践を通して十分、深められないまま拡散し、分節化した展開を見せているのではないかと、その背景をどのように読み取るか、第一に社会福祉の対象となる生活問題の大きな変化があつて、急速な高齢化と少子化、その背後に家族、地域の機能、役割の変化があるとみております。

2点目は、低成長からマイナス成長へと財政主導の福祉改革が行われ、低所得、中間層から広く集め、利用料を徴収する。上にやさしく、下に厳しい累進税率の緩和があつて、それを埋めるために消費税が出てくる。この文脈の中で社会福祉の社会保険化が進められて、つまり高齢化は介護保険化、サービスの平均化、画一化、負担増の進行が進んでいると思います。

3点目は、格差・貧困問題の広がりの中で、生活保障の政策理念が、福祉から就労へと、ワークフェアへと明らかに変化を見せている。サービスのあり方についても社会福祉から生活の自己責任への変化が顕著になっている。サービスをどう提供するかについては営利型の参入が非常な勢いで

進んで多元化が普通になってきている。そういう動向の中で、介護福祉分野は専門職制をとってはいますが、総介護費を抑制するために官製のワーキングプアが制度的につくられており、危機的状況になっております。

このような背景のもとで社会福祉とは何かということについての概念拡大が、市場化・多元化の文脈で社会的に要請され、2009年の改正につながっていったとみております。そういう視点から社会福祉とは何かの揺らぎ、危機の問題を中心に述べてみたいと思います。最初に専門職制への手続きですが、当初、2007年段階、社会福祉士養成校協会が社会福祉士の養成教育のあり方について内部で熱心な共同研究を行い、3つのモデルが示されました。すべてのモデルに共通して「社会福祉の原理」は大事なものとして入っています。ところが厚生労働省の改正案には「社会福祉の原理」が消えていたわけです。それだけではなく、すべてのカリキュラムの名称から「社会福祉」が消えました。改正案は12月17日に初めて示され、26日の駒沢大学で説明会があり、パブリックコメントは1月10日締め切り。いかにも、唐突ではないか、ということで養成校協会の事務局を介して大学として若干の期限の延長を要請したんですが、受け入れていただけませんでした。放置できないので年末年始に大学内の教務上の手続きをしてパブリックコメントをお送り致しました。その内容は次のようなことです。

- (1) 「社会福祉とは何か」という意味づけが多義的になり、拡大し、あいまいになっている。このような時期の改正であるからこそ、社会福祉のアイデンティティを明確にし、社会福祉の理念・思想・原理を表現する科目名にすべきである。「社会福祉一般」と区別する考え方を取り入れ、科目名称を「社会福祉原論」とすべきである。
- (2) 「社会福祉原論」は社会福祉学のコアカリキュラムであり、学問的基礎を形成、確立する役割をもっている。今日的な社会福祉の全体像を可能な限り総合的、体系的な枠組みと

方法に総合化し、理論化していく役割を担っている。

また、社会福祉の歴史から、社会福祉学成立の根拠を学び、社会福祉政策とニーズから今日的な実態を分析し、これからの社会福祉学のあり方を原理的に追究していく科目であり、「福祉一般」の制度解説を教育の目的にしていない。

「現代社会と福祉」は「サービスに関する知識」の一つとして、各論を入れるところに入っているわけですね。いくらなんでも各論扱いというのは問題だと、「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」の全体のところに位置づけるべきではないかという問題提起も、あわせてパブリックコメントに致しました。それは受け入れてもらいました。今、分類はそちらの方に変わった形で施行されています。しかしこの時のやりとりの中で、科目名は問題にされることもなく採り入れていただけませんでした。社会福祉の「基盤整備と開発」が社会福祉原論ではなく、これが地域福祉関係の科目に置き換わっていたので、ここで社会福祉と地域福祉が基本的に枠組みの中で入れ替わったと、養成教育のあり方、カリキュラムの構成から思いました。社会福祉原論は「現代社会と福祉」という科目になったわけですが、最も受験に有利だといわれるものの一つに中央法規の本があります。その本を見ると、従来、社会福祉といわれた実体概念を示す部分が、そっくり「福祉政策」に置き換わっております。「社会福祉<福祉政策<社会政策」の入れ子構造だとしているわけですが、社会福祉にかかわる概念というのは福祉政策が社会政策との関係で独自性をもつL字型の構造の形で、こここのところは説明されているわけです。なぜこのようになったのか。近年の社会福祉の拡大、一方で社会福祉政策の実質的水準の縮小、変化の中で、政策と理論の整合性を図る必要が生じており、それが背景にあるものと考えています。改めて社会福祉士の養成教育のカリキュラムから「社会」が消えたわけですが、歴史的、社会的に社会福祉学の形成、成立、発展をみた時に



「社会」が消えている時代はどのような時代だったのか。「社会」が入ることで何を獲得したのか。今、歴史的にみて「社会」が消えることは何を失うことになるのか。やはり「人権」とか「当事者主権」、そして生存権が社会福祉をやる上でのキーワードになっていくということを考えておりますが、この意味は重いのではないかと考えております。

社会福祉原論の位置と視座。社会福祉というのは、その時々々の社会問題、生活問題に社会的にどう応えていくかという施策や方法を指していますが、今日の生活問題を象徴する一つは貧困、これが社会福祉の原点だろうと考えています。なぜ貧困問題がキーワードになるのか。生活問題が貧困に起因することが多く、貧困が、より問題を複雑化、重層化させます。貧困のこわいところは単に所得が低いということだけではなく、社会関係、ネットワークから人々を社会的に孤立させるということが非常に問題なのであって、長期にわたる貧困というのは当事者の生活自立意欲に大きく響きますし、自立への取り組みも難しくすることがある。子ども期の貧困は学力、健康等に不利に作用しやすいだけではなく、貧困の世代間連鎖につながっていく可能性が非常に高いということに注目しなければならないと考えています。

学力テストは親の年収と子どもの学力に相関があると発表していますが、そういうふうにいながら生活保護基準が今、65%の減額の方で動いて着実に引き締めが進んでいます。生活保護基準を100として120以下が就学援助の対象になりますが、生活保護家庭で15万人、就学援助が140万人で合計155万人の子どもたちが援助を受けているわけです。今、65%の減額の中で多くの自治体で就学援助の基準の切り下げが検討されてきています。そういうところで改めてこういう問題をどうみていくか。セーフティネットが、特に労働政策がきちんとしていれば相当、そこで守られるのですが、近年の新自由主義は労働政策の変化の一つの特徴があつて、規制緩和から非正規雇用が大幅に増えて2004年から製造業の解禁が行われたので、1,800万人を超える非正規雇用労働者が大

量に存在する事態は、そこから出てきているわけです。そして一方で営利型の社会福祉への進入を許しておりますが、サービスの専門性よりも財政や経営をどうするかというところが中心課題になっています。今や、どの特養にいても非正規雇用が約半数か、それを上回っています。在宅サービスはまるで非正規雇用によって担われ、暮らしを支えるサービスが、悉く低下し、医療にかかわる部分が辛うじて加算によって何とかなっています。バックに医師会がついているか、そうでないかというような政治的な力関係等も政策に反映し、大きく今の構造に影響しております。そして年金や、健康保険は非正規が不利にされる仕組みになっておりますので非常に厳しいし、こういう時だからこそ公的扶助の役割があるのですが、財政問題から生活保護バッシングが、お笑い芸人に象徴される形で、今や兵庫県小野市をはじめ条例をつくって看視の投書をさせて生活保護を受けている方々を追いつめていく取り組みが進んでおります。

社会福祉政策の縮小、制限、変質の中で憂慮していることの一つは、今、刑務所に入っている方々のIQの調査等もあるんですが、非常に低い。社会福祉政策が後退、変質していくと最も社会的に弱い階層のところに矛盾や、しわ寄せがいくことをみておかなければならないと考えております。そういう時に社会福祉のあり方をどうしていくかという実態把握の概念として、今、社会的vulnerabilityという概念で対応すべきだという考え方があります。人々の生存とか健康とか、尊厳、つながりが脅かされているという概念ですが、そういう一般的な概念で抽象的に実態をみることよりは、個々の実態がどういうものであるかということに基づきながら、これからの実践に基づく社会福祉のあり方を考えていかなければならないのではないかと、この点については考えております。

社会福祉とは何かの基本構造が変化してきている状況のもとで、社会福祉専門職が、今、どうなっているかという、その一端を介護職で話をしました。他には、たとえば生活困窮の生活支援を福祉事務所で、という時に、例をあげれば大阪市

の場合、派遣職員を社協からとっていたのをやめて、期限付の任期制の専門職採用で福祉事務所で生活保護の業務を担当させています。この方々の基本賃金は18万円程度です。こういう今のような状況の中で、社会福祉専門職の出口の問題を、もっと組織的な問題として、それぞれの大学が合格率を高めて受験生を集めることも大事ですが、もっと基本的なところで、卒業生や専門職団体と力をあわせて、どうするかということがなければ、この危機は乗り越えられないのではないかと。他の看護分野、いろいろな分野に伍して福祉系が優秀な学生をきちんと教育して送り出していける、その時に専門職としての出口もあるということはどうするかというテーマは、とても社会的に重要ではないかと思っております。社会福祉原論が消えた状況の中で、先生方も昨年「現代社会と福祉」にかかわる出題10問をご覧になったでしょうか。社会事業史に関係する出題が1問もあるか。ないかでしょう。歴史を教育しないで、制度の改正だけをやっていけば、社会福祉士の養成教育になるという社会福祉士の養成教育を続けるのであれば、どういう専門職の養成になるのかということについて、きちんと受け止めていく必要があるのではないかと思っております。

改めて社会福祉というのは生活問題への社会的実践で、社会福祉原論は理論研究の歩みの中に、一番ヶ瀬康子をはじめとして実践に基づく社会福祉の研究教育のあり方を問題提起しております。そういう点で社会福祉原論とソーシャルワークは同じ共通の基盤に立っているわけですので、そこで今後、取り組んでいく必要があるということになります。現場から悲鳴が聞こえてくるようになっていきます。そこを考えていただければと思います。こういう実態は放置できないので、実態の分析とか整理をきちんとして理論化し、そこからソーシャルアクションや政策提言をしていくということが、我々の共通の課題ではないかと、そんなところで失礼します。

野口：大友先生は貧困問題を軸にしながら社会福祉原論、そこからソーシャルワークを、もう一度とらえ直そうと。私の大学の恩師は「貧困は人

間そのものをダメにするから問題なんだ」といわれました。私もずっと今も研究の支えにしてきているところでもあります。それでは大友先生の問題提起を受けて山田先生からお願いします。

## 生活困窮者支援の課題

### —2つの調査研究を手がかりに—

山田：日本福祉大学の山田壮志郎です。よろしくお願ひいたします。

私の専門は公的扶助論でして、特にホームレス状態にある人々が抱えている問題を明らかにしたり、それに対応しうる生活保護制度や社会保障制度のあり方を考えるような研究をしてまいりました。主に政策研究をしてまいりましたので、本学会の先生方の研究領域からみると非常に遠いところにいる人間です。ソーシャルワークについて語る力はありません。今回も最初にこのお話をもたらしたときは「いくらなんでも私には務まりません」とお断りしたのですが、大丈夫だと説得されてお引き受けしました。本日ここの先生方のご報告を聞かせていただいて、やっぱり場違いだったと改めて痛感しているところなのですが、ここまで来て逃げるわけにはまいりませんので、ご報告させていただきます。

先ほど大友先生からは、社会福祉原論とソーシャルワークというテーマでご報告がありました。「原論が危機に直面している」というお話で、今日の社会状況や生活問題の変化に合わせた原論が求められているとの問題提起であったと受け止めています。私はそれに応じて社会福祉原論を語るような力量は持ち合わせていないのですが、本日お話しさせていただく生活困窮者支援というテーマは、今日における社会状況の変化をある意味で体現していると考えておりますので、その視点から話題提供させていただくことで、大友先生のご報告ならびに本日のシンポジウムへのリプライに代えさせていただきたいと思っております。

とは言いましても、私自身が行ってきた研究は、ソーシャルワーク学会の皆さんの関心からはあまりにも離れていると思っておりますので、昨年度私

がやや側面的に関わった調査研究の中で、多少は皆さんの関心に沿うのではないかと思うものを2つご紹介させていただくことで私の報告とさせていただきます。

1つは、「草の根ささえあいプロジェクト」というグループが厚生労働省からの補助を受けて実施した調査研究です。私はこの調査研究の検討委員会の委員として関与しておりましたので、全く無関係というわけではありません。

この調査は、来年4月施行の生活困窮者自立支援法を見据えて、この法律の中で核になっている相談支援事業—これは、生活困窮者からの相談を受けて、アセスメントを行い、サービスにつないでいくという機関ですが、その相談支援事業のあり方を、全国の67人の生活困窮者—これは、相談支援機関の支援を受けて、社会的に孤立した状況から脱することができたと思われる人たちですが、そうした人たちへのヒアリングを通じて、支援機関に辿りつくプロセスや信頼関係の構築につながった理由などを明らかにしようとした研究です。

調査からみえてきたこととして、一つは、ほとんどの対象者がこれまでに別の支援機関や相談機関を訪れてうまくいかなかった経験をもっているということがありました。管理されたり、拒絶されたりなど、自分を否定されるような経験をもってきた。ところが、調査対象となった支援機関に繋がる中で、「話を聞いてくれた」とか「認めても

らえた・わかってもらえた」という経験をして、信頼をもつことができるようになったと語っていました。また、「居場所」や「仲間」を得て、自分も誰かの役に立てるという感覚をもつことでできるようになって、「社会的孤立」から脱することができるようになったとしています。

こうした調査結果を踏まえ、支援プロセスの中に、相談者の心理状況が変わる「転換ポイント」が見出されると結論づけています。これについては、資料としてつけた図1をご覧ください。

図の横軸は支援の時間的経過、縦軸は支援の量を示しているのですが、一番左側、支援機関と出会ってすぐの時期には支援量も多く、短期間に集中して支援がなされていることが分かります。食べ物をくれたとか、同行してくれたなど、緊急の問題解決のために相談者との関わりにたくさんの時間が割かれています。これまで否定され続ける経験を持ってきた人にとって、こうした関わりの多さは「この支援者は信用できる」という経験に繋がり、第1の転換ポイントを迎えます。その後、問題解決のプロセスに寄り添う期間があり、ここではスピードよりも粘り強いゆっくりとした支援が展開されていました。そうした期間を経て、「支援者は自分に何をしてくれるか」という視点から「自分も支援者や他人のことをわかりたい」という視点への変化がみられ、ここが第2の転換ポイントと位置づけられます。そして、同じような境遇にある人たちとのコミュニケーションがもたれるようになり、その中から小さな成功体験が生まれ、「誰かに返したい」とか「人の役に立つ仕事をしたい」というふうに視点が変化していく、第3の転換ポイントを迎えるとしています。この段階になると、仕事やボランティアといった形で自ら社会の中での役割を得て、さらに仲間とのかかわりを増やしていくようになり、支援者の支援量は減少していくことがわかります。

こうした分析を通じて、相談支援機関のあり方として次のような結論を導いています。1つは、問題解決のために早い段階に集中的に時間を割く

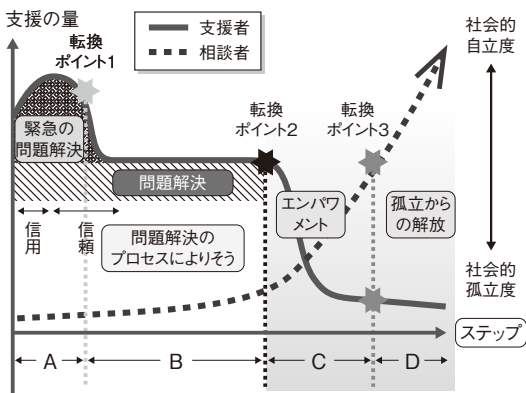


図1

こと、第2に、問題解決そのものではなくそのプロセスに長い期間寄り添うこと、第3に、小さな役割があり、本人が肯定される居場所を提供すること、そして第4に、自信を培った相談者が人への役立ちに向かうプロセスを見守ることです。以上が「草の根ささえあいプロジェクト」の調査研究から見えてきたことです。

次に、富松玲香さんという、この3月に本学の大学院を修了した方の修士論文をご紹介します。私は指導教員としてこの研究に関わりましたので、やはり無関係ではありません。

富松さんの修士論文は「生活困窮者の排除一包摂課程の研究」というテーマで、ホームレス状態からアパート生活に移行して1年以上が経過した5人の方を対象に、路上生活に至る経緯や路上生活を脱却するきっかけなどを聞き取ったものです。

この調査から明らかになったことをご紹介しますと、まず、路上生活に至る経緯については、仕事を失ったり福祉制度が利用できなかったりといった「あらゆる機能不全」の状態に置かれていたことがインタビュー調査を通じて確認されました。

次に、路上生活をしていた時の気持ちでは、恐怖感や不安感、罪を犯してでも助けてほしいといった気持ちが語られ、路上生活の極限性がみられたとしています。

そのような路上生活を脱却するきっかけとなったのは、仲間が相談に行ったことや支援者に出会ったことなどがありますが、この中には貧困ビジネスのような業者に声をかけられ宿泊所に入る形で路上生活を脱却することになった例もあり、適切な支援者・適切な情報との出会いが必要であるとしています。

そして、路上生活を脱却した後の気持ちの変化として、「もう一度命をもらった」「やり直せる」といった「再チャレンジできる喜び」や、「ゆっくり寝れる」「ご飯が食べられる」という「安心感」の一方で、「この先どうなるのだろう」という「不安」や「自己嫌悪」なども語られています。一方で、「ありがたいの気持ちがわくようになった」「恩返しをしたい」といった気落ちが路上生活から

の脱却を契機として生まれているような語りもみられるとしています。

路上生活脱却後のアパート生活を継続していく上で支えとなっていたのは、人と話したりつながったりすること、責任感をもって何かをしたり目標を達成したりするような経験であったとしています。

以上のことを踏まえて、この修論では、路上生活に至る過程、そして脱却していく過程の中に「3つのターニングポイント」がみられるとして、それぞれの段階で求められる支援を提起しています。第1に、路上生活に至る場面では、就職支援や情報提供、福祉制度の利用をサポートすること、第2に、路上生活から脱却する場面では、当事者の思いや考えに寄り添う支援が必要であること、そして第3に、アパート生活に移行した後の場面では、安心できる空間や責任をもって何かができる場を提供することが必要だとしています。

私は、草の根ささえあいプロジェクトの調査と、富松さんの修論の双方に関わる中で、非常に共通する知見が含まれていると感じました。そのことを、「生活困窮者支援の課題」として2点にまとめてみたいと思います。

1つは、段階的支援の必要性という点です。2つの研究は、ともに生活困窮者と支援者の関わりを時系列で分析していますが、草の根の調査は「転換ポイント」、富松さんの修論は「ターニングポイント」という表現で、そのプロセスの中の段階に応じた支援が必要であることを明らかにしています。生活困窮者支援に限った話ではないかも知れませんが、その人がどのような支援ステージにあるのかを適切に見極め、そのステージに相応しい支援内容を考えていく必要があるのではないかと思います。生活困窮者自立支援法は、自立相談支援機関が相談を受け、アセスメントをしてプランを立て、法律で定められている支援メニューにつなげていくという制度設計になっていますが、来年4月からスタートするにもかかわらず、支援メニューの準備が整っていない自治体は少なくなく、またそもそも支援メニューの多くは任意事業になっていたり国庫補助率にバラつきがあっ

たりして、4月以降もサービスが整うのかどうか危ぶまれています。そのように支援資源が不足する中で、本人のステージに合わせた支援が行えるのかどうか課題になっているといえます。

もう1つは生活困窮ないし生活困窮者という概念の捉え方についてです。生活困窮者自立支援法は、制度の青写真ができ始めた時期には、生活困窮者が抱える課題について、経済的な側面だけでなく、社会的に孤立した状況にあるといった側面も含めて捉えて、そうした点に着目した支援が必要であることを提起していました。ところが、一昨年あたりから続く生活保護に対するバッシング的な報道に象徴されるように、貧困や生活困窮者への風当たりが厳しくなっていく中で、就労して自立することによって生活保護に至る人をいかに少なくするかという点に問題が収斂されるようになってきて、その結果、孤立の問題への着目は後退してきた経緯があります。今回ご紹介した2つの調査が共通して示しているように、生活困窮者の支援においては誰かの役に立てるような機会や誰かから認められる経験ができる居場所が必要であり、それを通じて孤立が解消されていくというプロセスに注目することが重要です。制度レベルでは経済的困窮や就労自立といった点がフォーカスされていますが、実践レベルでいかに孤立の問題に焦点を当てることができるかといったことが、新法の施行まで1年を切った生活困窮者支援の課題であると考えています。以上で私の報告を終わります。

**野口**：山田先生から生活困窮者支援について相談支援の提起でしたが、この課題はソーシャルワークそのものの課題なので、ソーシャルワークの外にいるわけではありませんので、ぜひともソーシャルワーク学会に入会していただきたいと思います。それでは大友先生から応答をよろしくお願いします。

**大友**：大変興味深く、山田先生のご報告を伺いました。生活困窮者自立支援制度が、来年春(2015年4月)、実施されますが、その当初の動向とは別に、政策、制度化されるプロセスの中で、生活保護と分離させていかに生活保護にいかないように

するかという点が、この生活困窮者自立支援法に強く入れ込まれてきていることを、一つは危惧しております。山田先生のご報告が、実態からきちんと出発していくというやり方、効果を急ぐのではなく、本人の段階、ステージに応じて寄り添ってプロセスを重視しながらエンパワメント・アプローチをきちっと引き出していくところに向けて行われていることが重要な問題提起だったと思います。今、政策的にワークフェアが強調されていますが、ワークフェアがアメリカのもとになっているTANF(Temporary Assistance for Needy Families)、要援護世帯への保護をみていると、期限をつけて経済的自立によって強制的に、成功しても、成功しなくても生活保護から排除していくというやり方で、懲罰的なワークフェアという形で指摘されますが、そういうモデルは、きちんと批判的に克服しなければならないと思っております。日本では「釧路モデル」等が中間的就労という新たな概念を打ち出していますが、すぐ経済的自立できなくても、その方の社会関係の回復とか、あるいは夢と希望をもって日常生活を自立させて、アルコール依存症等々に、きちんと立ち向かっていって、社会的孤立への挑戦を図っていくような、半分は福祉政策が支える、半分を就労という中間的就労の概念を採り入れながら「釧路モデル」というのは、現場と市役所が協働しながら進めていくというあたりは、かなり大事なモデルだと思って注目していますが、「釧路モデル」と全く同じようなモデルが、今、韓国で「希望リボンプロジェクト」として4月からモデルがとれて韓国全土で実施されてきています。経済的自立一辺倒から社会的自立を図りながら進めていくという方向が、今、韓国でも注目されてきています。

東アジアというのは共通性を、いつくかもっていて、急速な経済成長と格差貧困という共通の社会問題、生活問題をもっている。非正規雇用等多く抱えているところでも多くの共通の問題があって、今こそ社会福祉やソーシャルワークが東アジアとともに研究し、実践の面で連携を強化し、進めていく時期に入っているし、またそういう課題に私どもは研究や協働を通して、そこに踏み込ん

でいくということが重要なテーマになっているのではないかと考えていて、これからの夢とか希望にかかわる大事な報告をしていただきまして勉強になりました。ありがとうございました。

**野口**：長時間、聴いていただきました。始めに児島先生、1951年からソーシャルワーカーになられて、2014年、私の人生の63年間を一気に駆け抜けていただきました。この中で時間軸を横におきますと、今日、お話された先生方の要点を縦軸においていくことが可能ではないかと思いました。日本のソーシャルワークの60数年間の課題、それをどういう要素で時間軸をもとにしながら分析していくかという時点で今、さしかかっているのではないかと感じました。これより約10分間、休憩をとります。

#### (総括討論)

**野口**：それでは再開させていただきます。日本のソーシャルワークの実践の継承ということについて総括討論者として日本福祉大学の野村豊子先生をお願いします。

**野村**：こちらにおいでの方はどなたも、これを総括できると思っていらっしゃらないと思います。私が一番、そう思っています。ただ正直申し上げて学会にほとんど出てきていない私が、この場で話をさせていただくのは申し訳ないなと思いつつ、こんなに面白いのかと実は思いました。もう一つ、野口先生の意図がおありになると思いますが、日本福祉大学の先生方のご発表ではなく、これをどう広めていくか、大きな視点からどうとらえるかということで総括の締めくくりにさせていただければと思います。私自身は4月からこちらの大学にこさせていただいています。まだ日本福祉大学のアイデンティティがない人間ですから、それができるのかなと思っています。ソーシャルワーカー全体を考えていく、日本、東アジアでの、Butrymなどのイギリスのソーシャルワーカーの展開の中で私なりに議論の焦点をいくつか表わせていただけたらと思っています。

先生方のお話を、聞きもらさないように一生懸命伺いました。マスター論文を書く人々には、

いつも「文献レビューする時に、縦の線と横の線を探究していきながら、斜めの線は何なのかということ考えた時にひょっとしたら一步始まっている」といっています。今回、院生になったつもりでやってみました。さまざまなディスカッションを縦は先生方、横は何が、どうということろかをみていって斜めの線は何かを見ていきました。横がたくさん広がってきて2枚、3枚になりました。不思議だと思ったのは斜めの線はずい分はつきりと見えてくることです。私の思うところ、児島先生と伊藤先生の間で交わされた、的を射た論議、何を継承するかを明確にされている。川田先生と山辺先生の、その意味では斜めの経線が、なかなか見えにくい。論点は何かというところが、もっと探索していかないと見えなかなと私自身は思いました。川田先生と山辺先生は、川田先生のおっしゃることを、特に調査研究の方法のところでは山辺先生が見事に検証し直しながらなさっている一つの例で、とてもすばらしい例を上げてくださっていると思いました。私に時間があれば山辺先生のおっしゃったことから、川田先生が全体でおっしゃったことを、どう見ていくかということができれば、もっと斜めの線がはつきりすると思いました。大友先生と山田先生は、かみあつてないどころか、びったりあつていました。どんなふうか、というところでは、いくつかの論点はあるかと思いますが、私なりに予測では難しいだろうと思った大友先生と山田先生のところから述べさせていただきます。

ソーシャルワークの関係のものからいわせていただくと、vulnerabilityという概念、実態からvulnerabilityは導き出しているということもわかりたいと思いました。それは大友先生からの課題として出てきたことですが、vulnerabilityは私の記憶では精神障害をおもちになる方の脳の構造の中の科学的な反応も含めてvulnerabilityであるという概念になっていると、勝手に昔から思い込んでおります。それをソーシャルワークの中で直面しながら、どのように理論化してきたのか、そして今度は大友先生は実態ということで描くとおっしゃってられます。私は学びが少ないのだと思

いますが、政策系の先生から出てきたことはソーシャルワークの方でも、とても大事。でもそれは正直申し上げて、今行ってはならない支援の中の方法としての vulnerability という価値観をもっているものですから、どうしてそれが出てくるのか。訳せば「脆弱性」といえるかもしれません。脆弱性という概念を実態から導き出すという、政策の先生が、そう提言して下さっているならば、ソーシャルワークはそれを導きだそうとしていないと思うのです。むしろどのように、その背景がどの、ということではなく、どう援助して支援していくかという、難しい限りがたくさんある中で、どこまでやれるのかということこそソーシャルワークは求めているのかと考えます。ここが締めくくりというよりも、大友先生のお話の中で、もっと伺いたいと思ったことの一つです。山田先生の支援プロセスの中にソーシャルワーカーの意識、当事者の意識が変わっていく転換ポイントが示されています。支援プロセスの中に当事者、ソーシャルワーカーの意識が変わる転換ポイントというのは、転換ポイントをおく時には、今までの A から B の時間の、関係性のスパンがあった時、それがどこまでできたかによって B から C にいくわけです。そうすると誰がそれを評価するのか。誰によって評価されるのか、それは意味があったと、どう決めるのかということ、ソーシャルワークは特別な評価論を待たないでも、それをしながら培ってきたのが、たとえばさまざまなシステム論だとか、Butrym とか、遠くリッチモンドとかの先人の方々です。その方たちが培ってきたのは、はっきりはおっしゃらないけれど、評価をしながら行ってきたから理論化が出てきて、理論がそれなりに意味をもってきて、今も 60 年、70 年と続いているのだらうと思っています。

日本のソーシャルワークを教えているものとして申し上げたいのは、金科玉条として海外の論をもってきてはいない。もしもそうならば表層的にとらえざるをえない今の、あまりにも多忙な忙しさ、似たりよったりしたことしかできないジレンマのようなことが、あるのかも知れない。決して金科玉条で海外の理論をもってきたのではなく、

そこの理論をつくっていく、Butrym が、過去の方が培ったそれを反芻しながら、自分の体験も含めて、でも自分の体験も乗り越え、山辺先生がおっしゃった、乗り越え、迎え、一歩先に進んだ形が私どもに見せてくださるので決してその背景に実践がなかったわけでは全くなくて、反芻、反芻してきた、その結果が、ああいうものになっている。それを私どもの日本のソーシャルワークだという必要はないと思いますが、違った文化で、違った現状で、違った政治の中で、さまざまに社会構造が違う中で、それを採り入れていく時に、ではもう一度自分たちの実践を見直すところから理論を考え直していこう、くらいの気概があつてしかるべきかと思っています。ソーシャルワーク学会には、それを大きく期待したいと思っています。その例として伊藤先生、山辺先生、山田先生は継承するにはぴったりの方かと思えます。それをメッセージとして与えてくださった児島先生のお名前を、いままドキッとしますが、お目にかかれてうれしいと感激しております。川田先生は実は私が今、社会福祉方法原論を川田先生から継承しているとは思えないですが、お粗末なものです。540 人の学生に教えています。これは日本福祉大学の事情なのですが、とにかく川田先生のソーシャルワークの本質をはっきり伺って、なるほどなあとは何ともいえない溜飲を下げたという感じがしております。何をどういっていいかわからないのですが、いくつか私のことも含めてまとめさせていただいた、今、申しあげたことに加えて、伺ったお話の学ばせていただいた中からいくつかをいわせていただいたらうれしいと思います。

一つは、いろいろな先生がおっしゃりながら、あまり焦点化されていなかったのがアイデンティティということかと思っています。それはソーシャルワーカーとしてのアイデンティティを巡る議論です。准専門職か、専門職か、歴史の中で岡本先生が明確におっしゃって下さったように、社会構造の転換、各国によって違って来たと思いますが、ソーシャルワーク学会が今、求められるのは准専門職ではなくて専門職としてのアイデンティ

ティだろうと考えます。医療の分野ではパラメディカルとっていらっしやるかもしれない。けれども専門職としてのアイデンティティです。そのことについて2年前、スウェーデンのストックホルムで国際学会があった時に、イギリスのローレンツ教授がおっしゃっていたことを思い出します。「inner identity」、自分の内在化したもの、それから外在化しているアイデンティティ、国の中で、地域の中で、社会の中でのアイデンティティもあるのだろうと。明確におっしゃいました。それに加えてリレーショナル・アイデンティティ、関係性の中でのアイデンティティというものが考えられるのかと思います。先生方の言葉の中にアイデンティティに結びつくことがたくさん出てきていて、山辺先生は壁を乗り越えるための方法、これをアイデンティティと絡めていくと内在的な壁がありますよね。中に入り込む壁。社会行動とかさまざまな政治構造とか外材的な壁、もう一つはソーシャルワークのプロセスにつながる場所のリレーショナルの壁。関係性の中での壁、いくつかの壁の種類、その乗り越え方をソーシャルワーカーがつくってきたと思うのです。ソーシャルワーク理論がつくってきたかどうかは、別に議論することにして、ソーシャルワーカーは今、日本だけでなく、国際も含めて自分の中にある内在的な壁と、社会構造、さまざまな制度、政策もシステムも含めて、さまざまな関係性の壁と向かい合っています。今、地域の中でインフォーマルな関係とか、今まで福祉の中に現れてこなかった広い領域の人たちも含めてリレーショナルの壁、それは打ち壊すだけではなく、壁を塗り変えることもあります。ペンキで塗るか、漆喰で塗るか、それぞれなんだと思いますが、壁というものがある、そしてそれを乗り越えつつ、ここにあるのがソーシャルワーカーではないかと思います。それを乗り越える方法がないわけではなく、その方法を見いだす理論的構築ができないだろうかと思っています。

もう一つ、先生方のお話を伺って刺激になったことですが、ずっと前から思っていたんですが、ソーシャルワークセオリーって何なのかというこ

とです。岡本先生のお話で、120年前に戻って、さまざまな時代の「theory for social work」がたくさんあって、フロイトもそうですし、ダーウィニズムも、学習理論とか行動療法とか、理論はたくさんある。theory for social workとしてそれを入れ込んできて、ソーシャルワークが成り立ってきた。しかしながら、もうそのような壁自体は超えてきたかと思っています。「theory of social work」というものが今日、さまざまな理論として提示されている。その方たちは「theory of social work」をつくってきた方たちでして、私たちは何をそこから引き継いでいこうか、「theory of social work」の理論をもっと学びながら、自分たちの実践とか、層としての実践の厚さを踏まえて、もう一度、理論を見直して山辺先生のように長年の経験の中から蓄積しながら、この理論はどういう意味をもつんだろうかということ、自分の実践の中で検証していく、それくらいの強さは、今まで理論化してきたさまざまな海外の方たちはしてきたはずなので、ものすごく力があることだと思いますが、ご自分でおっしゃった理論について反発とかもたくさんある。どうも反発もないみたいな、ふわふわしたところで理論とっていても、それはまな板の上に乗らないのではないかなと。まな板に上げるためにはもっと振り返ってみる必要がある。私たちは何を求めていこうかという「social work theory in use」といった時に誰によつてのユーズなのか、ソーシャルワーカーによつて、それとも当事者によつて、利用者によつて、あるいはソーシャルワークを活用したい行政職によつて、ソーシャルワークのコミュニティによつて、さまざまなin useのby何々というのが規定されながら出てくるのか。規定したところが、まな板の上に乗るのか。そうするとそこで議論ができる。当事者にとって、ソーシャルワーカーにとって、何々団体にとって、皆、そこで議論ができるのではないかと思います。

もう一つ、教育者としてのソーシャルワークは何を引き継ぐのか。特に山辺先生、伊藤先生、山田先生の大きな課題なのだろうと思います。その時に教育者として何を、先生方が何を次に、20代



の若者は次の世代ではない。間に世代がある。今のカリキュラムで学部、大学院で引き継ぐようなこと、例えば、120年の間にジェーン・アダムス、リッチモンド、Butrym、サイポリン等、いろいろな人が培ってきたものを日本の土壌を踏まえた上で花を咲かせつつあることを、どう引き継ぐか。今のカリキュラムでいいのかどうか。学校連盟の仕事もしていて、いいにくいこともあるのですが、それはもう皆さんが思っているしやる。積極的に学生に、児島先生のおっしゃるソーシャルワークマインド、「こういうものがありますよ」と、私からすれば40いくつ離れた学生に対して「こういうマインドがある」といっていくような枠になっているのだろうか。カリキュラムの中でそれが明確に打ち出されるのか。学生にとって援助方法は相談援助技術、それはそれで大事ですが、でもその背景にある先生たちのマインドというものを汲み取ろうとしている。それが生き続ける、これが先生方のお話を伺っていて身に染みました。それを私たちは今、何をしているのだろうか。若い先生が、それをできる土壌を支えているかどうかを考えたいと思います。手前ミソになります。コアカリキュラムを検討しつつありますが、それを再現させる必要もないかもしれない、そういう土壌もあるというあたり、いろいろなところを考えてくださっていると思うのです。大友先生は社会福祉とソーシャルワークとはどういう関係か、おっしゃるとおり、全く違っているものではなく、同じ土壌の上で同じまな板の上に上るカリキュラム、教え方、マインドが共通のものであるならば、変わっていくだろうなと思います。

野口：皆さん、まな板の上に乗っかられたということで、これからの時間はすべて会場の皆様方と、まな板に乗っかっていただきました6人の先生方との時間にしたいと思います。質問をいただき、答えていただく。この後は徹底して時間管理に徹しますので、皆さん、ご自由に議論をしていただきたい。そして自分なりのお土産をもってかえっていただきたいなと思います。それではご所属とお名前をいっていただいて、お話いただきたいと思います。いかがでしょうか。

フロア1：今日、先生方、ほんとにありがとうございました。中でも児島美都子先生がきてくださって、お話して下さったこと、ほんとにありがとうございます。児島先生に教えていただきたいのですが、ソーシャルワークマインドを考えるという、かつて社会福祉研究の実習教育の中で、ソーシャルワークマインドをリフレクティブな思考で育てることの大事さを書いたことがあって、特に価値の伝達を大事に考えていたんですが、確か岩田正美先生だったと思いますが、「価値の伝達というのはそんなに簡単にできるものだろうか」と後の対談で語っておられたんですが、児島先生はどのようにお考えでしょうか。私は教師の態度から学生は、この教員は何を大事にしているのかをつかみとってくれると思います。今日、先生方のお話で社会福祉方法原論とかソーシャルワークという言葉でお話をしてくださって、その社会福祉とソーシャルワークの関係について、もう一度お考えを聞かせていただければありがたいと思います。

児島：平塚先生が「価値の伝達は大切」といわれた、お書きになった論文を思い出しています。価値の伝達は可能だと思いますが、抽象的にはなかなか伝わらないと思いますが、朝日訴訟の例をお話すると大抵理解していただけたと思います。朝日訴訟は朝日さんという毎日、血痰が出て、微熱が出て、肺機能が片肺しか働かない、残存能力を活用してこの問題を訴えたという事例と、それに対する第一審判決の浅沼判決の内容を伝えると、一番、具体的によくわかっていただけるのではないかと。抽象的にいってもなかなか伝わらないと思いますけど、私はそんなふうに伝えております。

社会福祉とソーシャルワークの違い。第7回、社会福祉学会で浦辺史先生が整理されたのが「社会福祉もソーシャルワークも対象は同じだが働きかけの方法が違う。制度としての社会福祉、社会保障とソーシャルワークは働きかけの方法が違う。援助技術を伴うのがソーシャルワーク」とまとめられました。これが共通理解になっているとらえてきました。

フロア2：全員の先生方に、価値観の伝達に関連して、ソーシャルワークをやるとか、将来、ソーシャルワークをめざすとか、研究・教育をやるわけですが、ざっくりいって児島先生や大友先生は実践から研究に入られたという強みがある。若い人は実践なく研究をやる。その立場になった時、実践なく送り出す研究に迫力があるのか。教育して押し出した学生たちと、どういうつきあい方ができるか。仕事について出てくる当事者との接し方、研究の中で、当事者とずっと一緒に研究会をやったり、学びあったりして自己成長していく。研究者として成長していく。時代背景もありますが、伝えないといけないもの、壁を乗り越える力、そこに動かすものを、どう伝えるか、教員の生きざまかもしれませんが、技術とか知識、認識、原理とか、その底に沈んでいるものをどんなふうに伝えようとしているのかをお聞きしたいなと思いました。

山田先生に質問。「自分のやっていることはソーシャルワークではない」とおっしゃったんですが、なぜそう考えるのかという。社会福祉とソーシャルワークの違いは何かという質問と関連させて、どうしてそうお考えになったのかを教えてください。

フロア3：前は教育者、研究者でしたが、今は当事者ならではのものがあるのではないかと思います。ソーシャルワークの実践・理論とありますよね。理論を深く理解することができて、これから自分は何をしようかという指針にはなりましたが、実践という時に当事者を支援して、その支援が当事者にとってどうであるか、研究者がそう思っただけのことなのか、それとも尺度があつて、プラスになったというものなのか、評価の定義をきちんとした上での評価があるとおっしゃいましたが、そういう意味で実践をする時に、障害のある若い人たちが大学、大学院でやめてしまう。その人たちの就学支援をしようかと思っていますが、改めて研究者から当事者でありながら実践しようかという私に対して、何かアドバイスがありましたら、

野口：社会福祉とソーシャルワークの関係、価

値の伝達。実践から研究へ、実践をしてきた方が研究へということと、若い人の場合は実践が乏しいところで研究に、というところ、壁を乗り越えていく方法ということ。山辺先生への質問で、当事者から実践をしていくという、当事者ゆえの実践ということへのご回答をいただきたいということです。それでは伊藤葉子先生からお願いします。

伊藤：いただいたことは、とてもとても裁ききれないものがあるのですが、一つは価値の伝達ということは私自身、今回、ここでお話させていただく上で改めて、抽象と具体を絶えず行き来することが必要で、人間はどんな存在でも価値あるものだと、知識として学生の頃から聞いていましたが、私の中で本当に落ちたのは長宏先生のターミナルケア、当時、私はフリーターだったので、目の前で人が息を引き取る、死を生きる、そのことにそばにいて、人が生きるということとか、どんな状態でも人間は価値のある存在なのだと本当に納得できたのが、多分、その時だったと思います。自分の中にきちんと落ちたのは、その時だった。同時に今回、報告することで長先生の著作である患者運動の本や、児島先生が結核の患者さんとコロニー運動をされてきたこと、河口先生などいっしょに愛知の数人と愛知の障害者運動について少し聞き取りをしていて、秦安雄先生にも話を伺った時、どなたからも出てくることが、一人の人の「こうしてほしい」という願いを、社会の制度に働きかける、国に働きかけて、また一人の人に返す、最初から、集団で何かをやるのではなく一人の「この人を何とかしたい」というところから活動が始まっていったんだと聞くにつけ、歴史を振り返る中で、私は同時代に生きてないのですが、歴史を振り返る中で、ああ、大事なことはこういう営みの中で現実化されていくんだということ、意見としてはとてもいえませんが、認識を新たに、とても大事なんだと自分で納得がいくプロセスが、今回あつたなと思っています。実践なく研究している人を次の世代に送り出している。まさに私自身もそうですが、そういう点でも先生方の教えの中で「現場と細くでもいいから長くつながりなさい」といわれてきました。私もし

全感をもつことがあります。実践家ではなく、研究者として何をしているのだろうと、自分の居場所はこれでいいのかと思うことは多々ありますが、坪上先生の話ではないですが、「わからないということを素直にいえる勇氣、その姿勢を忘れない」ということを、わかろうとすることを、し続けなければならないと思っています。

フロア3の方がおっしゃったことに関して、うまくお伝えできないかもしれませんが、窪田先生の言葉の中で「今ある社会問題は全面的に解決することは難しい」と、2013年の著書でいっておられますが、「それは絶望としてとらえるのではなく、その中でも人は生きていくことに関して、希望と期待を語ることをやめてはいけない」といわれた時、私は顔を上げることができる気持ちになりました。実践を誰が評価するのか、当事者が評価する、それはすぐ評価することはできないかもしれないけど、当事者、当事者とともに、ふり返りながら評価していくものではないかと個人的には思っています。そうした中で、つながり、今日の報告全体にもつながることだと思いますが、一緒に希望と期待を語る場をいかにつくっていくか、それをできれば、一緒につくりましょうと思っています。

川田：実践の経験を伴いながら教育することができているだろうかと考えますと、私自身はとても実践量は少ないと思います。ずいぶん前に精神保健領域でPSWをさせていただいたことがあります。しかし、それはその時代、その場所でさせていただいた実践で、それに対して自分がどういう態度をもつか、「その実践を続けていることで自分は何に加担することになるのか？」という問いが浮かんできた時に、たまたま大学の教職のお話があって、実践が続かなかったのです。実践が欠けていることは、大きな欠けとして抱えていけないといけないと思っています。その時に自分にできることは何か。当事者や実践をなさっていらっしゃる方から学ぶということができればと思います。

もう一つ、実践という時に職業としての実践だけを考えるのか、この中にはいろいろな方がおら

れて、社会福祉をめざす動機になっていることもあると思いますが、ご家族や身の回りの方たちと一緒に暮らして、支えるという実践も含めて考えますと、自分のできた実践の量だけではなく、学ぼうとしている一人ひとりの底に沈んでいるもの、学び手の側の底に沈んでいるものを大事にして、しっかりと伸ばしていく教育ができればと思います。

フロア3の方には本当に自分の内側から出てくる言葉や求めを大事にして、それを研究に生かしていただきたいと、一言だけ申したいと思います。

山辺：難しい題をいただいて、平塚先生がおっしゃる価値の伝達も一回ではだめだし、半年、授業で演習をしたからといって伝わっていくものじゃないなと思っています。私は今朝の岡本先生のお話を聴いて思いだしたことがあって、大学院に入ってすぐに岡本先生が分厚い英語の本をポンともってこられて「皆で訳そう」というのがジャーメインの初版だったんです。拙い私の英語力でも、平塚先生、小山先生とかと合宿して、皆で、一生懸命読んだのは覚えています。読んでもその時は理解できなかったし、わからなかったことがいっぱいありました。その後私は、精神の共同作業所づくりをして、そこがやっと完成して勤め始めたんですが、まあ、こんなに早くバーンアウトするなんて、というくらい早くバーンアウトしました。最後ギリギリ何とか年度末まで仕事をして辞めました。その時の挫折とか失敗とか、そういうことが今となっては一番勉強になっているなということがあります。また、京都市の家庭児童相談をしたのですが、配属されたのが、たまたま全国で今、起こっていることが、30年前に起こっていた地域で「エッ、こんなことがあるの？」という地域だったんです。それで学びもあったし、今までいろいろところで、今も3ヶ所の施設にいらっています、ぐるぐる回っています。これがすごく大事なことなんだろうなと思います。自分にとっては、失敗のこととか、ヘッとびつくりしたこととか、そういう実践を若いうちにしておくことも大事だし、またそれを続けて細々と

やっていくことも大切だと思っています。ソーシャルワーカーの研究者は、現場にガンガン出ていくべきだろうし、いろいろなことを現場で考え実践に活かしていくべきだろうと思います。そういうことをずっとしていると30年以上前に岡本先生がポンと出されたジャーメインのことがちょっとずつわかってくるということが不思議なことにできてきたということがあります。多分それが壁を乗り越えていく力、私にはあまりないんですが、それにつながっていくんだらうなと思います。現場で壁を乗り越えていく力、理論化して壁を乗り越えていく力が重要と考えています。現場でソーシャルワーカーに必要なのは壁を乗り越えていく力なんですけど、その方法を伝えていくこと、今の学生は価値を入れようと思ってもなかなか入らせてくれないと思います。昔の学生は「こうなんよ。こういう価値観があつてね」「ああ」とスーッと浸透していったイメージがあつたのが、今の学生さんは難しい。そこは考える力、実践事例において、どうしていったらいいか、具体的に考えることを通して考える力を養成すること、イメージーション、想像力などが大事なんだろうと考えます。「こういうことがあつたら自分はどう感じるんだらう、相手はどう感じるんだらう」とか「この人はどう感じるんだらう」というイメージーションが今、ネックになっているような気がします。それを繰り返し教育していくことにそういう力と価値を辛抱強く時間をかけて教育していく必要があるのではないかと思います。

フロア3の方のことで、主体は当事者なので、当事者、利用者の主体これはもう揺るがないと思います。ゴールの設定が評価につながる。ゴール設定をしっかりと一緒に考え、もちろん当事者主導で考えていくことをして、その上で何らかの支援というのではないかもしれないけれど、何らかの活動をした上で評価を一緒にするという循環が、とても大事ではないかと思います。抽象的なことでなくて、具体的なことで評価をしていくという工夫をしていく必要があるのではないかと私は思っています。客観的に評価できるかというところではないかと思っています。主観ですが、

複数の人たちの主観をどう重ねあわせていくかということですね。ここが大事で、主体は当事者でありますので、そのことも含めて評価の仕組みを考えていけたらと思います。

大友：端的に答えた方がいいと思うんですが、一つは社会的 vulnerability の概念について、今日の実態をすべてこれで説明できるとは考えないし、そういうとらえ方では今日の実態の分析、そこにおける問題や課題を社会福祉の課題として具体的に実践の学問として展開していく上で、一般化はすべきではないという意味で先程は報告しました。それが一つです。価値観の問題ですが、我々は共通して新しい学問に取り組んでいると私は考えていまして、そこに取り組む姿、我々の生き方とか活動、仕事の仕方等の全体像をどう伝えていくかということではないかと思いつつながら自分を律して、こういう仕事をしているところはあります。

フロア3の方のことを一口でいうと、主体的にご自身の個性を生かすというか、まわりの方々にいっぱい社会資源を使いながら社会的自立をしていくことを見せながら主体的にどう追求していくかということが当事者問題を考える上で重要ではないかと思っております。フロア1の方のお話で社会福祉原論で、社会福祉とは何か、政治、経済的にその本質をとらえるというところから見てきた経緯も一つはあります。浦辺史先生に代表されると思いますが、実践から切り開いていく展開の仕方、このやり方をどう理論化し、発展させていくか。この点が今日的に重要な課題になっていると考えています。社会福祉は実践の学問で今日、社会福祉原論とソーシャルワーク原論は共通の基盤に立っていると私は思っています。歴史的、理論的にこの部分を相互にきちんと研究しあっていくということで、このテーマを深め、発展させていくことがあると、もっとすばらしいのではないかと、この点については考えております。いろいろな根拠、さまざまなことについていわないと、舌足らずになりますけど、長くなるので、とりあえず結論的なところは、そういうことです。

山田：今日のシンポジストの皆さんは、児島先

生と伊藤先生のように、まさに師弟関係で、理論をどう継承していくかという系譜に位置していると感じます。私自身は明確な師弟関係の系譜の中にはないんですが、一つ系譜があって、大友先生が福祉大学におられた時、教務委員をやっておられたと聞いて、その後、野口先生もそうだったと。私も社会福祉学部の教務委員をやっている、社会福祉の教育計画、カリキュラムに責任をもっている立場ですので、まさに野村先生に540人を担当させている張本人です。そういう立場からすると、価値をいかに伝達させていくのか、それにふさわしいカリキュラムになっているかと問われると身の縮まる思いで耳が痛くなる思いで聞いていました。ただ児島先生のお話を伺い、また川田先生のお話も久しぶりに聴かせていただいて、そこで語られるマインドは、うちの学生の中に引き継がれているな、と改めて感じました。それは当事者性といいますか、当事者を中心におくセンスで、これは、うちの学風の一つだろうと思っています。私自身も福祉大の出身でホームレスの人たちの支援活動にかかわりながら、具体的なAさん、Bさんの顔を思いだしながら研究しているということでは、自分自身もその流れの中で学んでいたんだと確認した機会になりました。

私の研究がソーシャルワークではないというのは、ソーシャルワーク学会は技術的な話とかノウハウ的な話をするところというイメージを描いていたためです。でも今日の先生方のお話を聞いて非常に親近感がわいて、ソーシャルアクションの重要性、社会状況の変化をいかにつかんでいくかといったお話は私の描いていたソーシャルワーク学会と違うところもあり、不勉強さを改めて反省しているところです。今日の話聞かせていただいて、価値をいかに伝達していくかが大事だなと感じました。具体的にどうカリキュラムに生かしていくかとなると、仕事モードになりますので、このへんでやめますが、そんな感想をもちました。

児島：フロア2の方からご質問のあった学生とのつきあい方について一言。大学は自主的な学問研究の場で、主体は学生だと思っています。私が、日本福祉大学にいた頃、学生数は昼間部600人、

夜間部は400人という時期がありました。ゼミは1年次が現代と学問、2年次が哲学、歴史学、経済学のゼミ、3、4年次が専門ゼミという体系でした。このとき3、4次の専門ゼミを昼間部の3、4年夜間部の3、4年と4クラス受けもったことがあります。一つのゼミの人数が20~30人ぐらいいる。どうやってゼミ運営をやつていこうかと考え、苦肉の策として、3年次は共通テキストと一緒に読む、4年次は関心のあるテーマごとに3~4の小グループに分けて、サブゼミごとに自分たちで勉強してきて全体のゼミで報告することにしたんです。卒業論文も11月末ごろまでに書いてきて全員で文章点検をして期限までに仕上げるという方法をとることにしました。こうしたゼミ運営の中で学生の主体的な力が育つという経験をしました。また、ゼミ活動の中で自主的な研究会をする素地ができるので卒業後も研究会を組織して研究を続けることができるようになったと思います。ご参考になるかどうかかわかりませんが一例です。

野口：最後に野村先生からまとめをお願いします。

野村：そういう役割だそうですが、役割期待を大事にしてきているので、お役にたつかわかりませんが、児島先生、川田先生が教えておられる社会福祉方法原論を学生と一緒にやっていく中で、学生の中に価値、歴史、思想、それらのことと、他の先生から学んでいる技術論的なことが、そろそろ9週目に入ると頭の中で混ざってきているという印象を受けます。540人ですので、10%はフィードバックを書かせると、数行、なぐり書きを書いてきますが、このところそれも変わってきました。きちっと私が読めるような太い大きい字で書いてきます。コミュニケーションが大事だと。昨日の授業でジェーン・アダムスとリッチモンド、特にジェーン・アダムスの話で、どういう自分史をもっている人で、政治状況の中で第二次大戦中もこれだけ反戦運動をされていたということを話しました。「戦争と貧困、さまざまな災害、天変地異、恐慌も含めて、それに向かいあってきたのが、先人たちの業績だったのではないか」というと、学生が書いてきたことが「それ

はわかる」と。「さまざまな戦争，貧困，それに向かい合ってきた，立ち向かってきた」。ソーシャルアクションではないですが，「当時のさまざまな政治，構造に対して，きちつと行動で示してきたのがソーシャルワークだ」と。「もしもそれまでに120年築かれているなら，もうちょっと先の予想に立ったところでソーシャルワークは考えられないんですか？」と書いてきた学生がいます。2年生です。日本福祉大学の先生，いい学生を生み出していらっしやると思いました。それを学生に話しますと，またフィードバックで「すごい友だちがいるんだと思いました。こういう新しい視点を見いだしていく聴き方をすればいいんですね」。素直だなあと思いますね。私の学生時代，そんな

素直じゃなかったんで。素直な学生がいるなど。学生は期待できる。それはここ何十年と先生たちが培ってきた結晶であると思います。ここも到達点ですし，もしもその到達点を崩す何かがあるならば，それに抗うことが必要ではないか。向かい合うことも必要ではないか。皆さん，ご一緒に勉強いたしましょうということで終わりにしたいと思います。先生方，本当にありがとうございました。身の引き締まる思いがします。今後ともよろしくお願いいたします。

野口：どうもありがとうございました。最後の言葉は大学の学生みんなに通用する言葉であったと思います。それではこれで終わりにいたします。どうもありがとうございました。